

第一次 南山城村 こども計画

令和8年3月

南山城村

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の性格と位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の対象	4
5 計画の考え方	5
6 計画の策定体制と策定の経緯	6
第2章 南山城村のこども・子育てを取り巻く状況	7
1 統計データからみたこどもを取り巻く状況	7
2 アンケート結果からみたこどもを取り巻く状況	13
3 関係団体調査結果	26
第3章 計画の基本的な考え方	27
1 基本理念	27
2 基本目標	27
3 施策の体系	28
4 施策の展開	29

第Ⅰ章 計画策定にあたって

I 計画策定の背景と目的

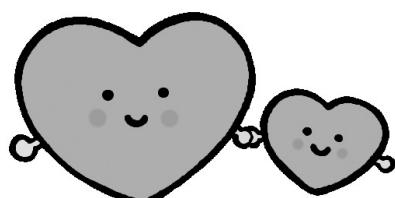
こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくためのこども基本法が令和5年4月に施行されました。この法律では、こども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を定めるものとされています。国は、「こども大綱」に基づきこども政策の取組を示したアクションプランとして「こどもまんなか実行計画」を取りまとめ、毎年改定し、施策の点検と見直しを図りながらすべてのこども・若者がウェルビーイングで生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、各種取組を進めています。

しかし、少子化傾向には未だ歯止めがかかっておらず、児童虐待、いじめ重大事態やSNSやインターネットに起因する事犯の増加等こども・子育て当事者を取り巻く状況は厳しいものとなっています。

こうした社会情勢や、本村のこども・若者、子育て当事者を取り巻く環境の変化等を踏まえ、南山城村で生まれ・育つすべてのこどもと若者が、権利や尊厳を守られながら健やかに育ち、大切にされながら明るい未来を描きつつ幸福な生活ができるよう、そして希望するすべての方が、安心してこどもを生み育てることができるよう、ライフステージを通じた支援を行うとともに、すべてのこども・若者や子育て当事者を地域全体で支えるこども・子育てにやさしい社会づくりに取り組むため、「南山城村こども計画」を策定しました。

こども基本法に規定されるこども施策の6つの基本理念

- 1 すべてのこどもが個人として尊重され、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 2 すべてのこどもは、大切に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 3 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できたりすること。
- 4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されこどもが健やかに育てるようにすること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること



2 計画の性格と位置づけ

(1) 法的位置づけ

本計画は、「こども基本法」第10条、「子ども・若者育成支援推進法」第9条、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条に基づく市町村計画です。また、「少子化社会対策基本法」第4条に規定する少子化に対処するための施策についても定めています。

こども基本法（市町村こども計画）

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとする。

子ども・若者育成支援推進法（市町村子ども・若者計画）

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画を定めるよう努めるものとする。

子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（市町村計画）

第十条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画を定めるよう努めるものとする。

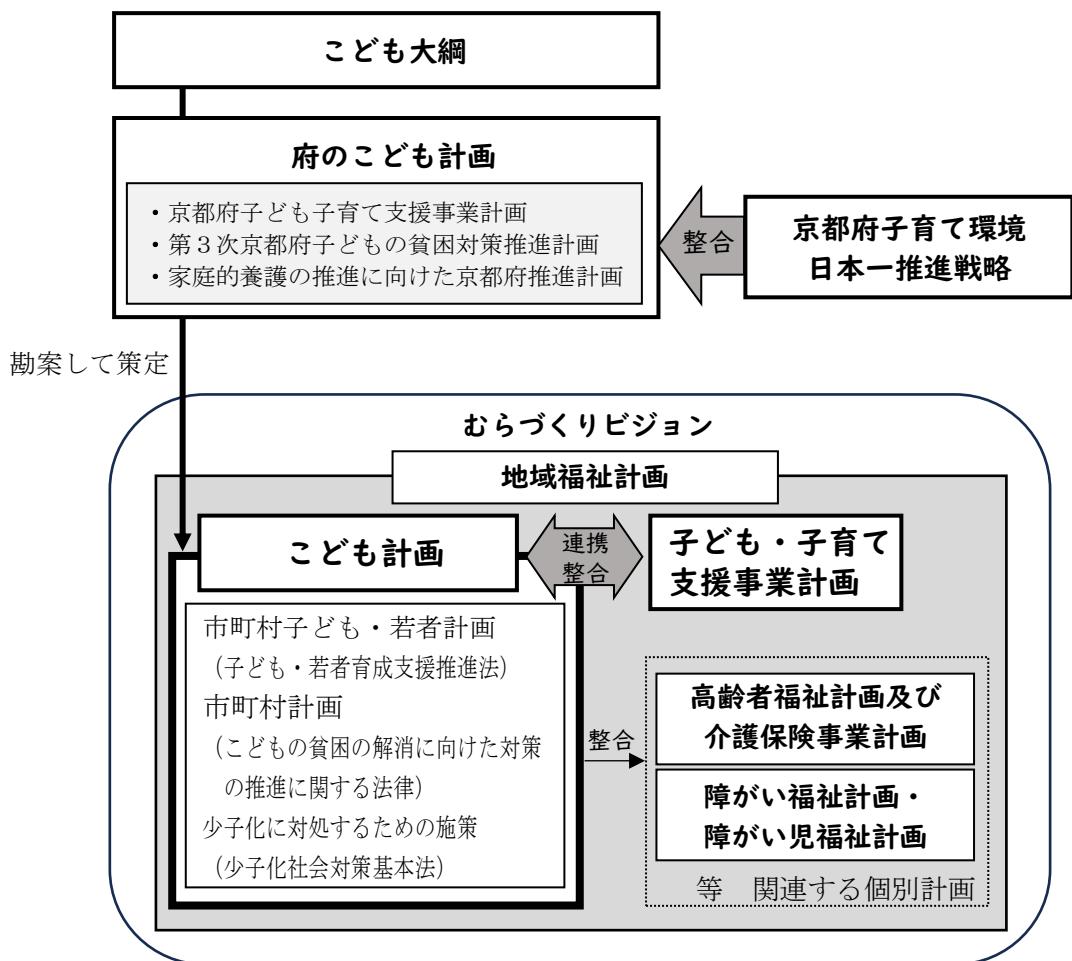
2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画を定めるよう努めるものとする。

少子化社会対策基本法

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、少子化に対処するための施策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、こども施策に関する国や府の方針や方向性、また、本村の「むらづくりビジョン」や「地域福祉計画」を上位計画とし、関連計画や整合を図りながら策定しました。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、「第3期 南山城村 子ども・子育て支援事業計画」の計画終了年度と合わせて令和8年度～11年度の4年間とし、次期計画については、一体化した計画策定を行う予定です。また、大きな社会状況の変化などがあった際には、計画期間中においても、必要に応じた見直しを行う場合があります。

2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度	R 12 年度
		第1次 こども計画				第2次こども計画 (第4期 子ども・子育て支援事業計画)
第2期 子ども・子育て支援事業計画	第3期 子ども・子育て支援事業計画					

4 計画の対象

本計画の対象はこどもと子育て当事者とします。

「こども基本法」で定義される「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」を指します。こどもが若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるよう、年齢で必要なサポートが途切れないように定義されました。

特に、若者を含むことを明確に示したい場合は、「こども・若者」と記載しています。また、法令や固有名詞などについてはこの限りではありません。

こども：概ね0～39歳程度で心身の発達の過程にある人

子ども：概ね0～18歳

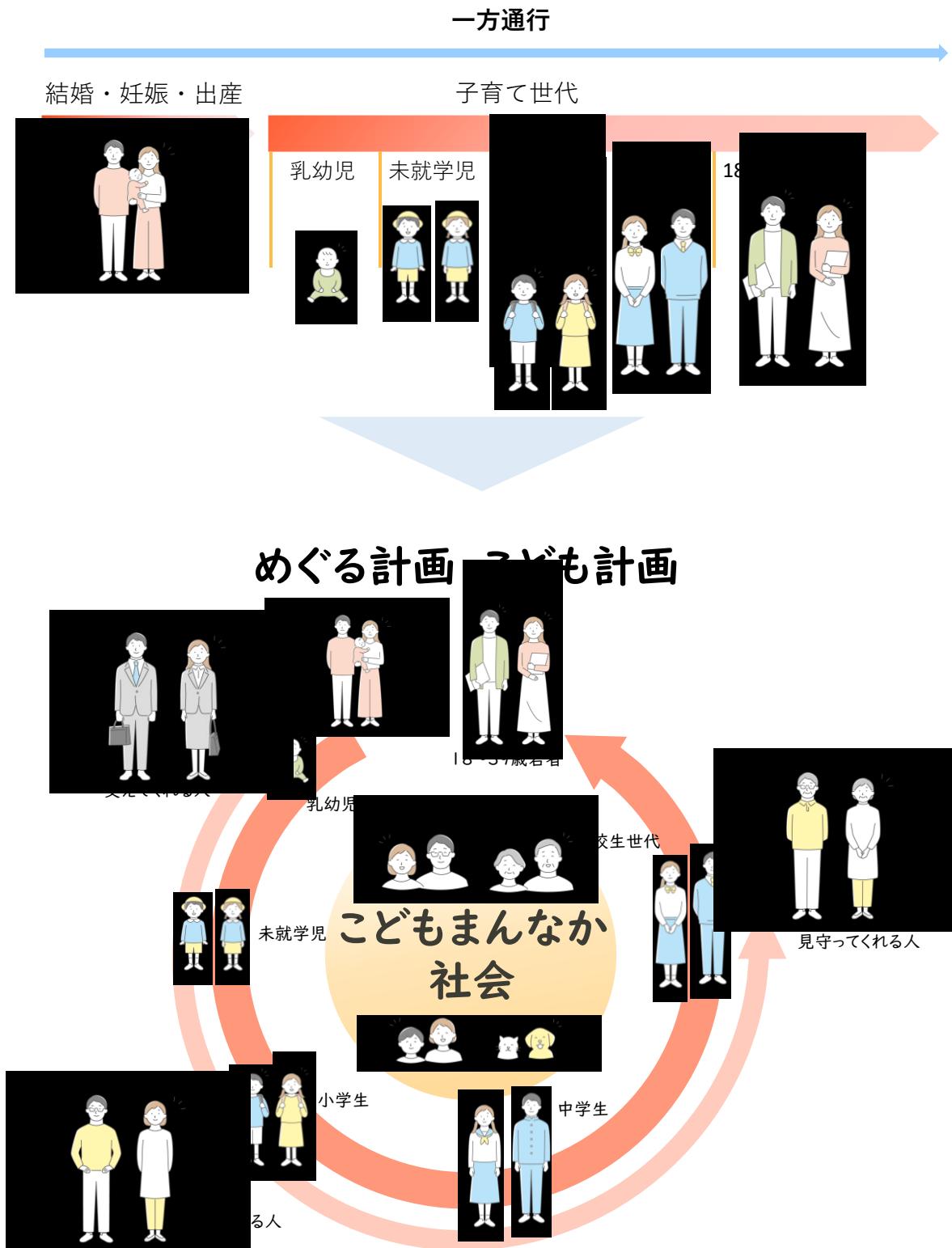
若者：概ね12～29歳

	乳幼児期 (0～6歳)	学童期 (6～12歳)	思春期 (12～18歳)	青年期 (18～29歳)	ポスト青年期 (～39歳)
こども					
子ども					
若者					※

※ 施策によっては概ね39歳までの若者も対象となる。

5 計画の考え方

本計画は、こどもと子育て当事者を対象としますが、これらは一方通行ではなく、めぐる計画として捉え、こどもまんなか社会を目指して推進していきます。

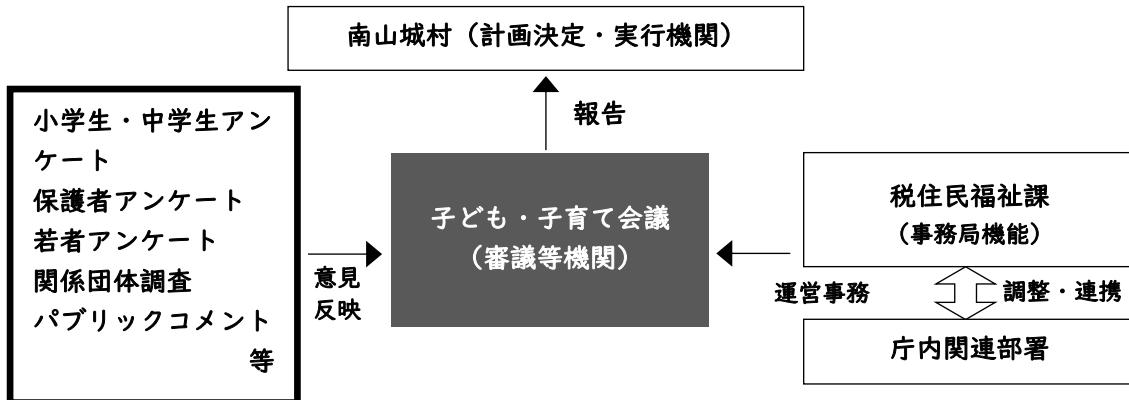


6 計画の策定体制と策定の経緯

(1) 計画の策定体制

[南山城村子ども・子育て会議の設置]

本計画の策定にあたっては、地域の関係団体・機関や保護者の代表等により構成される「南山城村子ども・子育て会議」を設置し、委員の皆様から本計画に関わるご意見・ご審議をいただきながら、検討・策定を進めました。



第2章 南山城村のこども・子育てを取り巻く状況

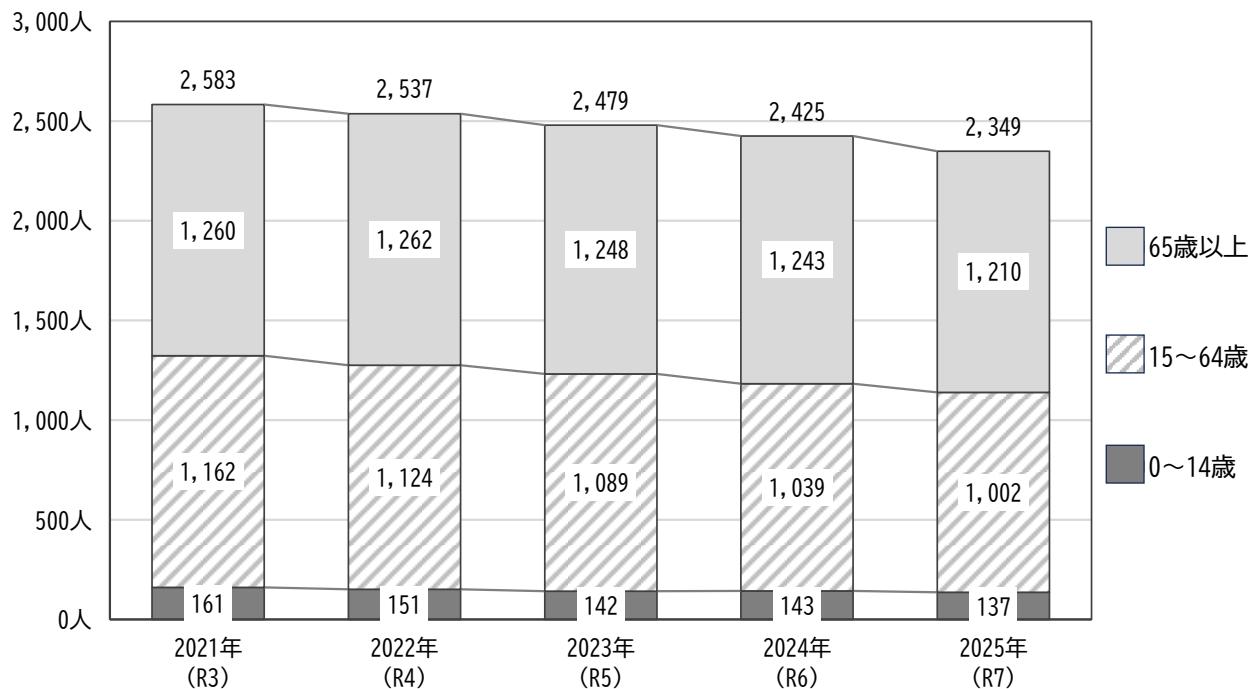
I 統計データからみたこどもを取り巻く状況

(1) 総人口の推移

令和3年に2,583人であった本村の総人口は令和7年には2,349人と、4年間で234人(9.1%)減少しています。

年齢3区分別にみると、0～14歳（年少人口）については、増減しながらも減少して推移しています。15～64歳（生産年齢人口）については減少しており、65歳以上（老人人口）は、令和4年にかけては増加傾向となっていましたが、令和5年以降は減少傾向となっています。

南山城村の人口の推移



	2021年 (R3)	2022年 (R4)	2023年 (R5)	2024年 (R6)	2025年 (R7)
総数	2,583	2,537	2,479	2,425	2,349
0～14歳	161	151	142	143	137
15～64歳	1,162	1,124	1,089	1,039	1,002
65歳以上	1,260	1,262	1,248	1,243	1,210
総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
0～14歳	6.2%	6.0%	5.7%	5.9%	5.8%
15～64歳	45.0%	44.3%	43.9%	42.8%	42.7%
65歳以上	48.8%	49.7%	50.3%	51.3%	51.5%

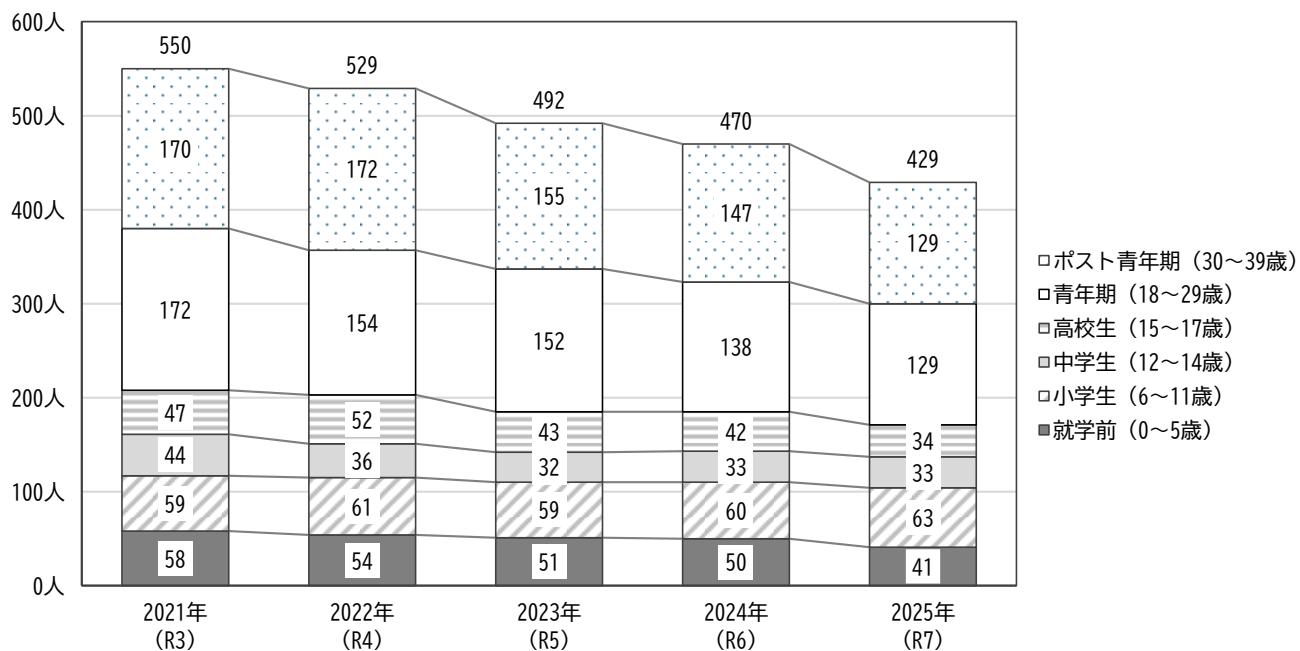
※住民基本台帳（各年4月1日）

(2) こども・若者人口の推移

40歳未満のこども・若者の人口は、減少して推移しています。

年齢別にみると、小学生のみほぼ横ばいとなっています。

南山城村の40歳未満人口の推移

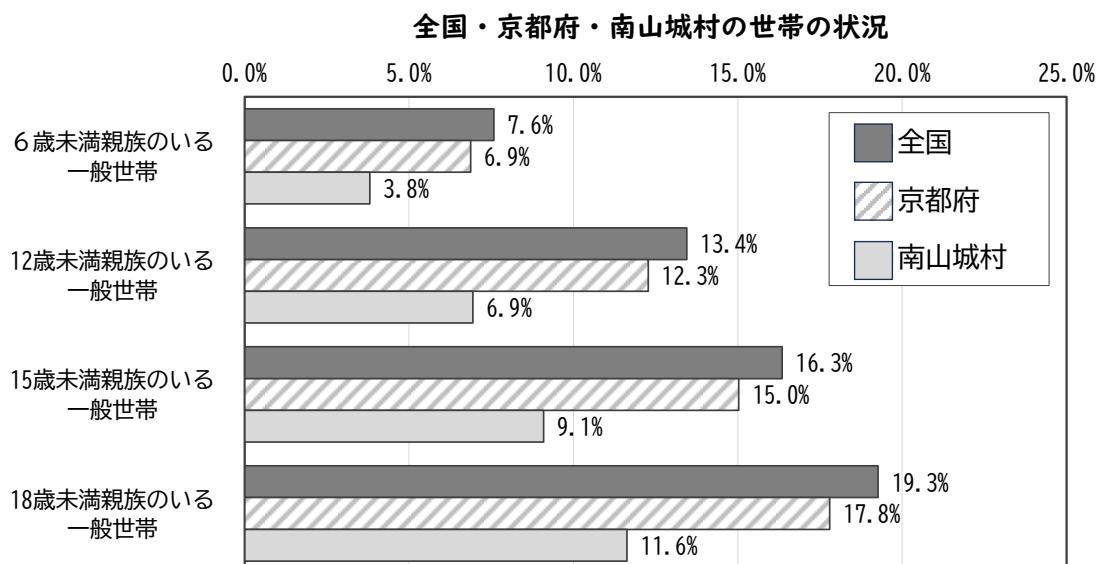


	2021年 (R3)	2022年 (R4)	2023年 (R5)	2024年 (R6)	2025年 (R7)
総数	2,583	2,537	2,479	2,425	2,349
0~5歳	58	54	51	50	41
6~11歳	59	61	59	60	63
12~14歳	44	36	32	33	33
15~17歳	47	52	43	42	34
18~29歳	172	154	152	138	129
30~39歳	170	172	155	147	129
総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
0~5歳	2.2%	2.1%	2.1%	2.1%	1.6%
6~11歳	2.3%	2.4%	2.4%	2.5%	2.4%
12~14歳	1.7%	1.4%	1.3%	1.4%	1.3%
15~17歳	1.8%	2.0%	1.7%	1.7%	1.3%
18~29歳	6.7%	6.0%	5.9%	5.3%	5.0%
30~39歳	6.6%	6.7%	6.0%	5.7%	5.0%

※住民基本台帳（各年4月1日）

(3) 世帯の状況

本村の世帯の状況をみると、6歳未満のこどもがいる一般世帯は3.8%、18歳未満のこどもがいる一般世帯は11.6%となっており、全国・京都府の水準より低くなっています。

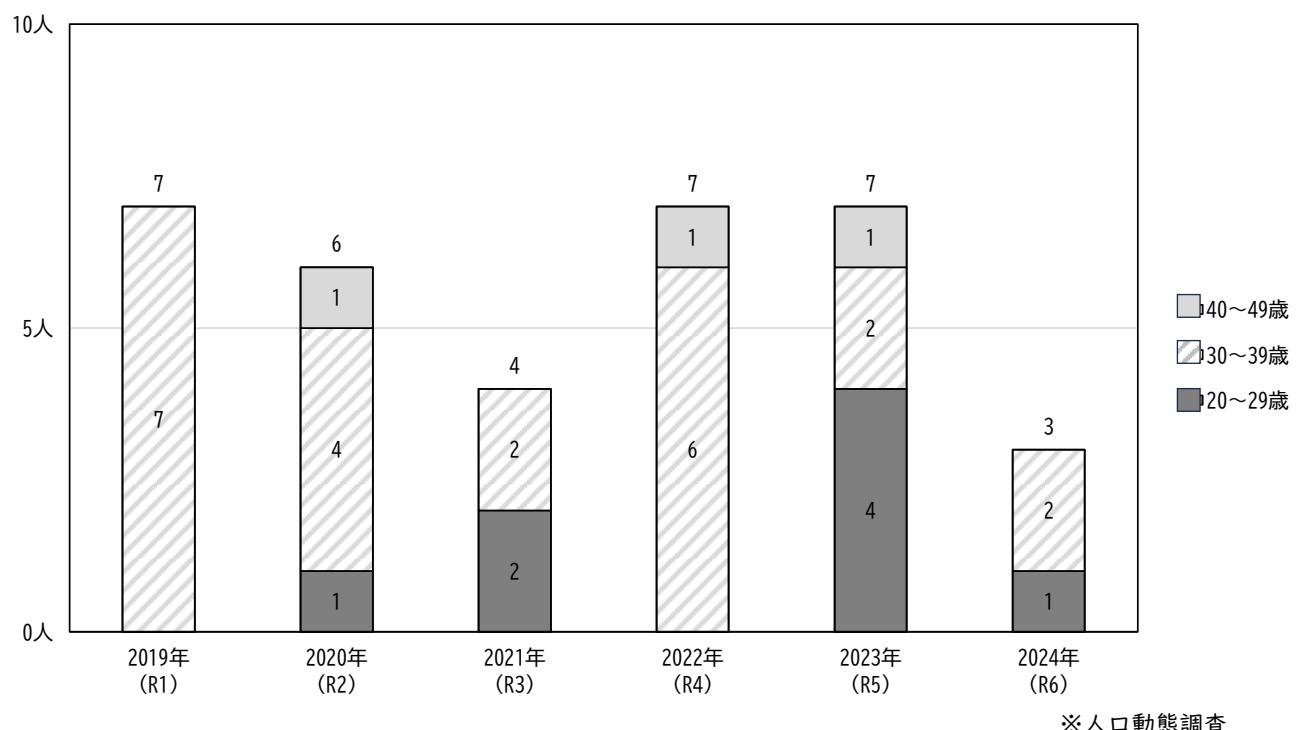


※国勢調査（令和2年）

(4) 出生の状況

出生数は年によって差があり、6年間の出生数の平均は5.7人となっています。
母の年齢別にみると、30歳代が多くなっています。

南山城村の母の年齢別出生数の推移

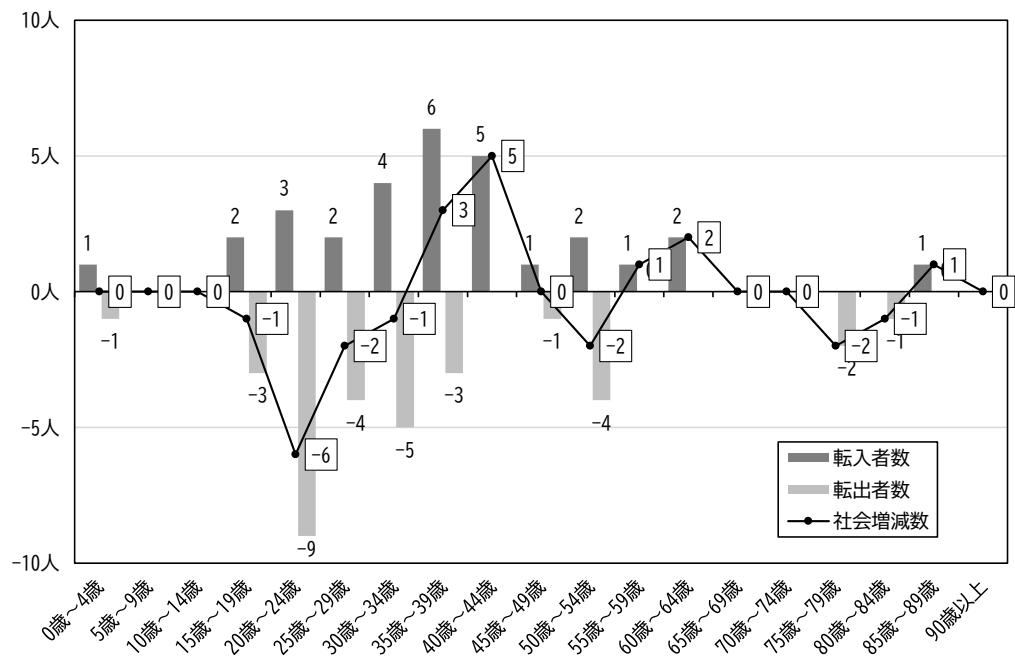


※人口動態調査

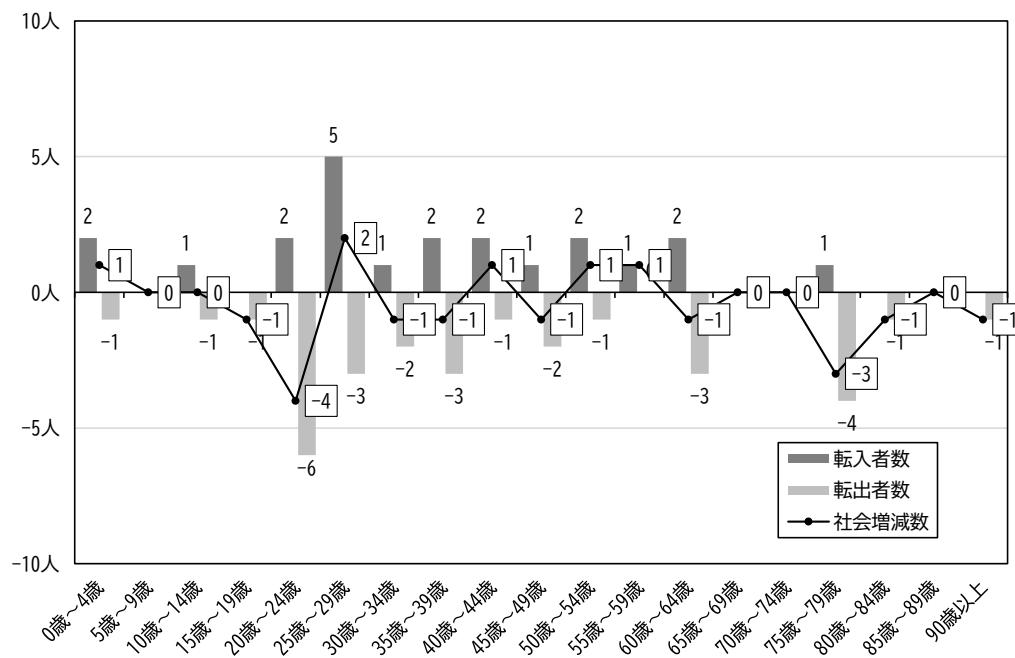
(5) 社会動態

男女ともに20歳～24歳の転出者数が最も多く、社会増減数もマイナスとなっています。

年齢5歳階級別転入・転出者数（男性）



年齢5歳階級別転入・転出者数（女性）



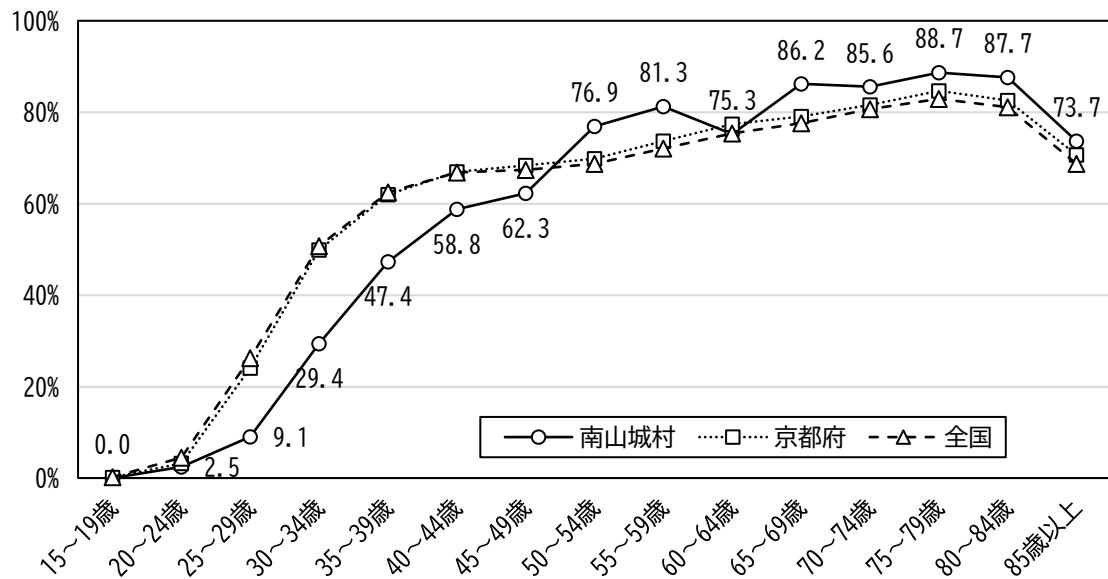
※住民基本台帳人口移動報告（令和6年）

(6) 有配偶率

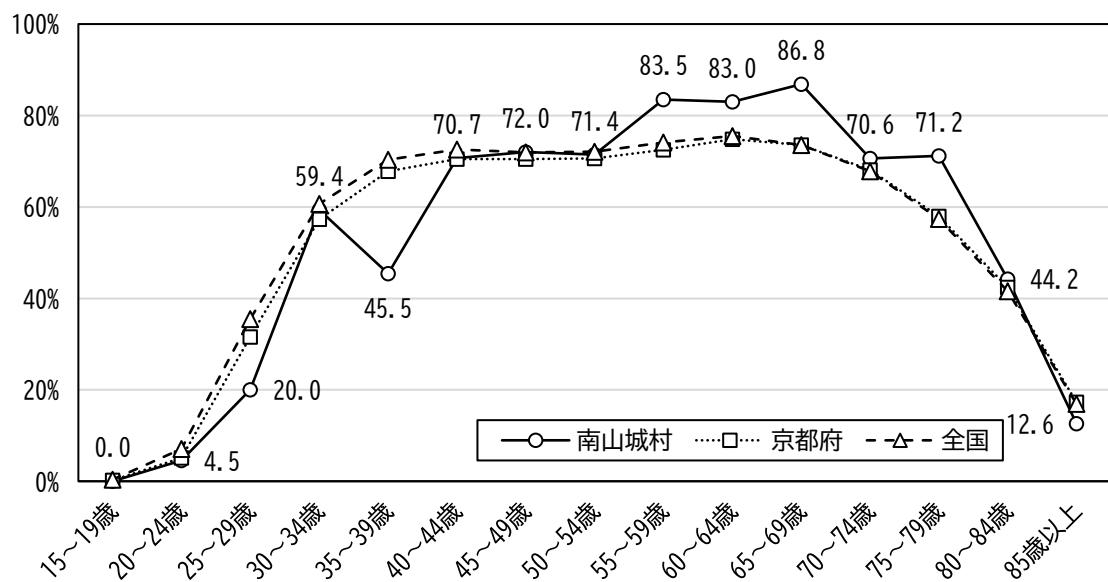
男性の有配偶率は、20歳代から40歳代にかけて、全国・京都府より低い割合となっています。

女性の有配偶率は、35～39歳で全国・京都府より大幅に低い割合となっています。

全国・京都府・南山城村の男性の有配偶率



全国・京都府・南山城村の女性の有配偶率

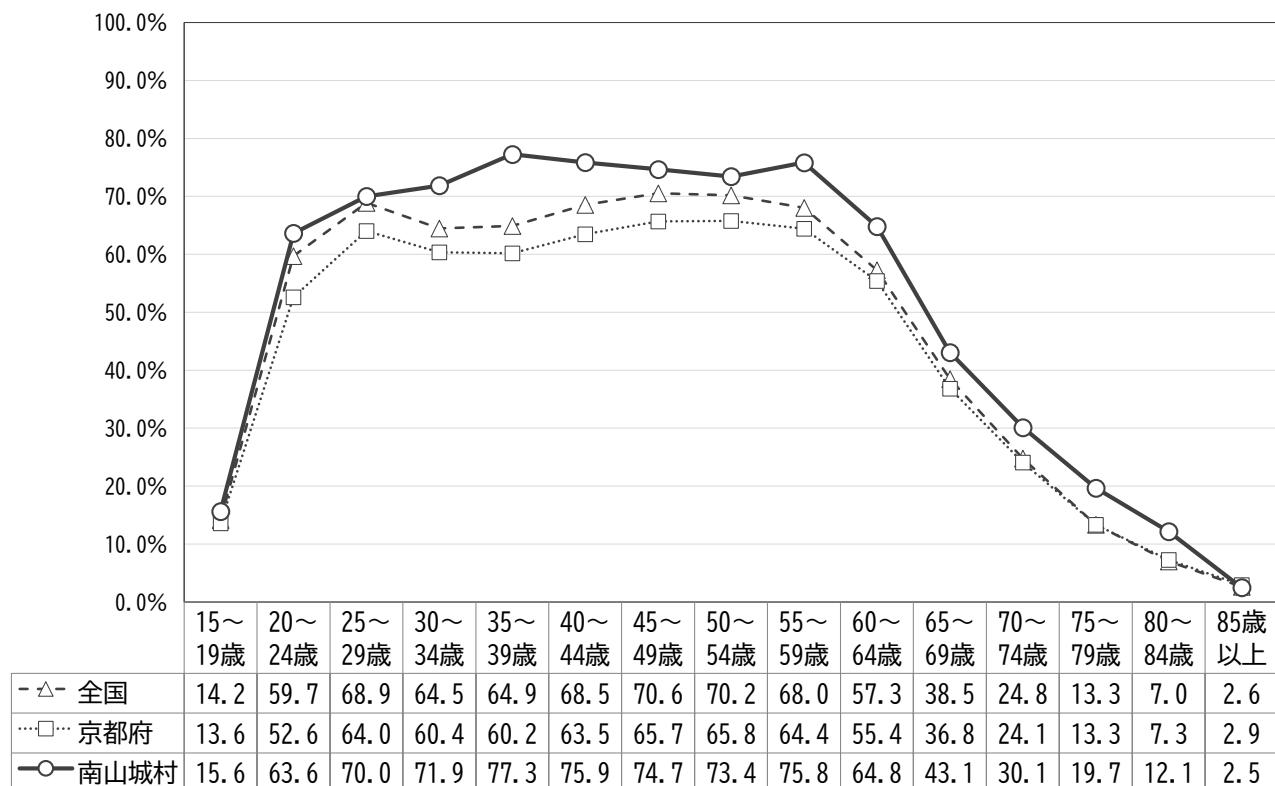


※国勢調査（令和2年）

(7) 女性の就業状況

令和2年の女性の年齢5歳区別の就業率は、全国・京都府と比べて概ね高い割合となっています。結婚・出産期に当たる年代に働く女性の割合が一旦低くなる「M字曲線」が、全国・京都府ではみられますが、南山城村ではみられません。

全国・京都府・南山城村の女性の年代別就業率



※国勢調査（令和2年）

2 アンケート結果からみたこどもを取り巻く状況

(1) 調査概要

本計画の策定に向けて、こどもや子育て当事者からの意見を伺うため、アンケート調査を実施しました。

【実施概要】

調査の種類	調査の対象（母集団）	実施方法
小学生 アンケート	村内の小学生（4～6年生）	◇悉皆 29人 ◇村内小学校通学者は学校での配布・回収 その他は郵送で配布・回収
中学生 アンケート	村内の中学生（1～3年生）	◇悉皆 33人 ◇村内中学校1・2年生の通学者は学校での配布・回収 その他は郵送で配布・回収
小学生・中学生保護者アンケート	村内の小学生（4～6年生）及び中学生（1～3年生）の保護者	◇悉皆 62人 ◇村内小学校及び中学校1・2年生の通学者の保護者は学校配布（児童生徒持ち帰り）・郵送回収 その他は郵送で配布・回収
若者 アンケート	村内在住の高校生世代～39歳	◇悉皆 308人 ◇郵送配布・回収

【調査期間】令和7年3月14日～3月24日（学校回収）または31日（郵送回収）

【回収状況】

	配布数	回収数	回収率
小学生・中学生アンケート	62票	52票	83.9%
小学生・中学生保護者アンケート	62票	20票	32.3%
若者アンケート	308票	36票	11.7%

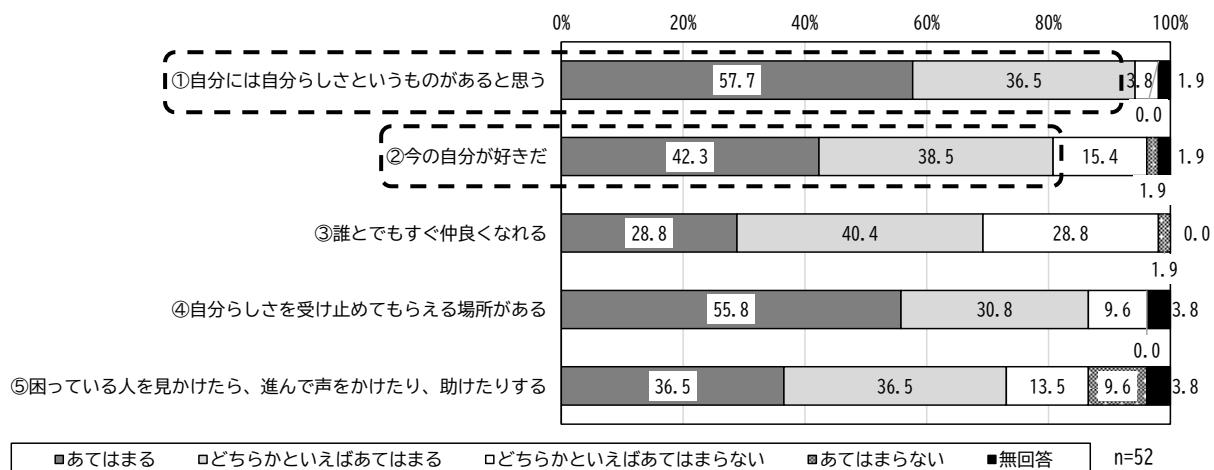
(2) アンケート結果からみる現状

小学生・中学生アンケート

①あなた自身について、どのくらいあてはまるか。(単数回答)

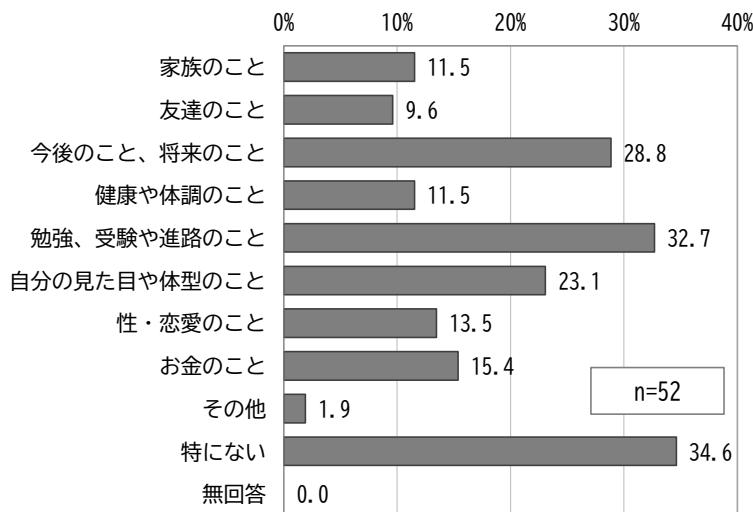
自分には自分らしさというものがあると思う割合は 94.2%

今の自分が好きな割合は 80.8%



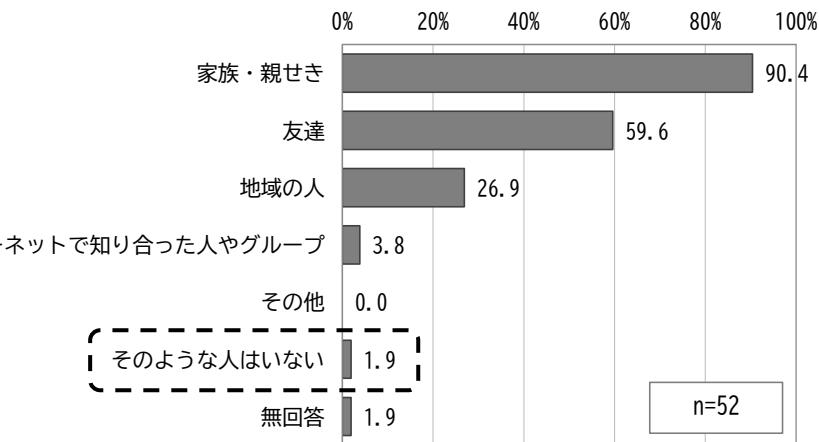
②今困っていることや悩んでいること。(複数回答)

困っていることや悩んでいることは勉強・進路や将来、自分の見た目等多岐にわたっている



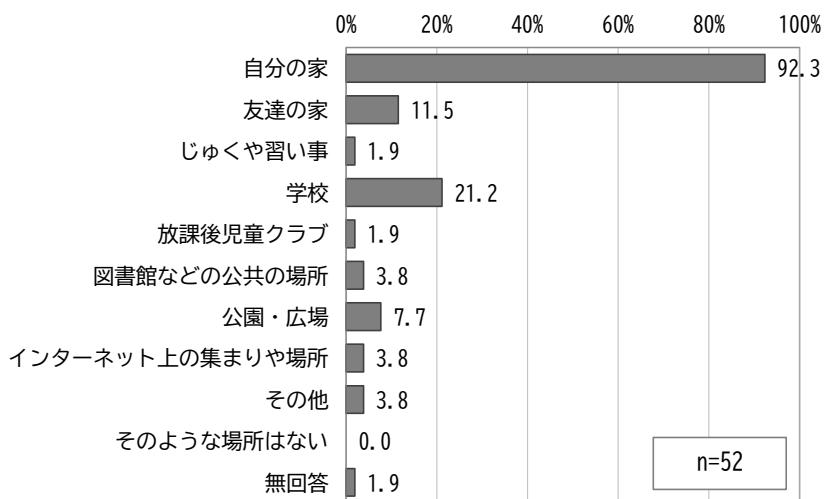
③困ったとき、悩んでいるときに助けてくれる人。(複数回答)

助けてくれる人がいない割合は 1.9%



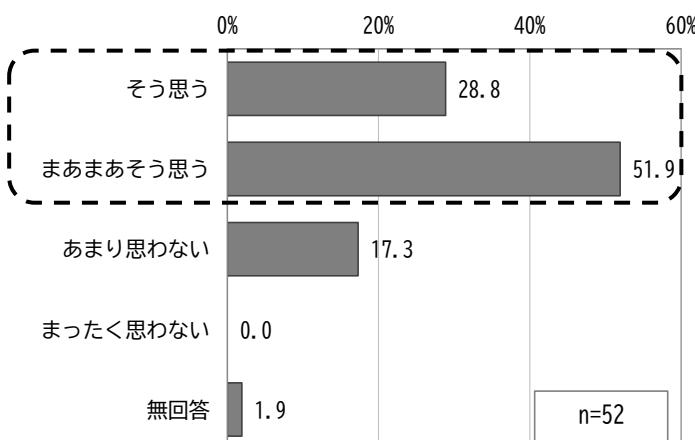
④あなたにとっての居場所。(複数回答)

ほとんどの子どもに自分にとっての居場所がある



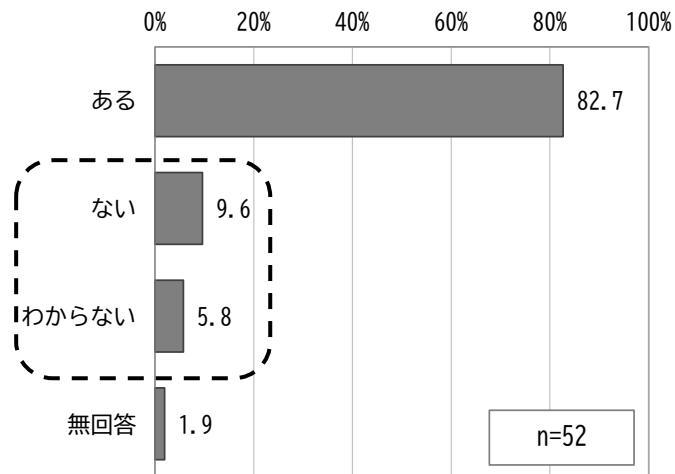
⑤自分の将来は明るい・希望がたくさんあると思う。(単数回答)

自分の将来は明るいと思う割合は 80.7%



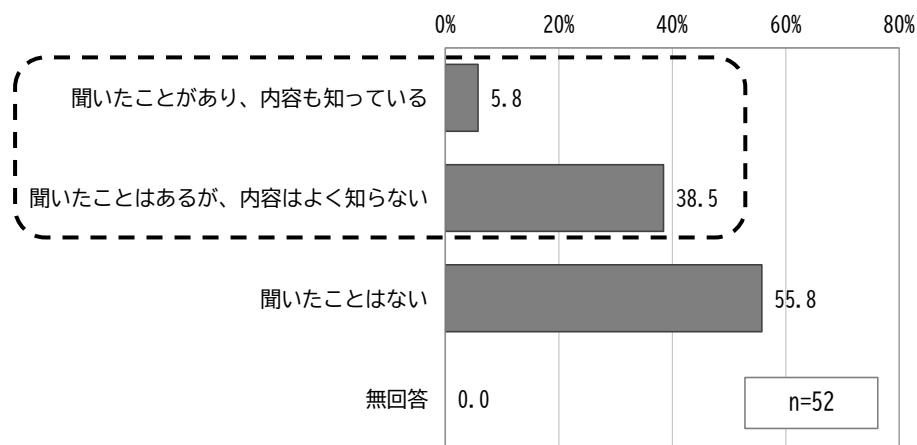
⑥インターネットの危険性について教えてもらったことはあるか。(単数回答)

教えてもらったことがない、わからない割合は 15.4%



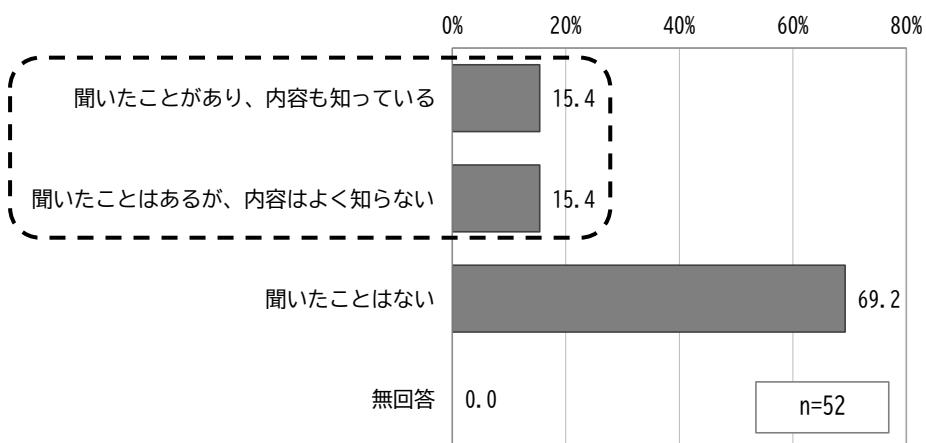
⑦「子どもの権利条約」という言葉を知っているか。(単数回答)

聞いたことがある割合は 44.3%



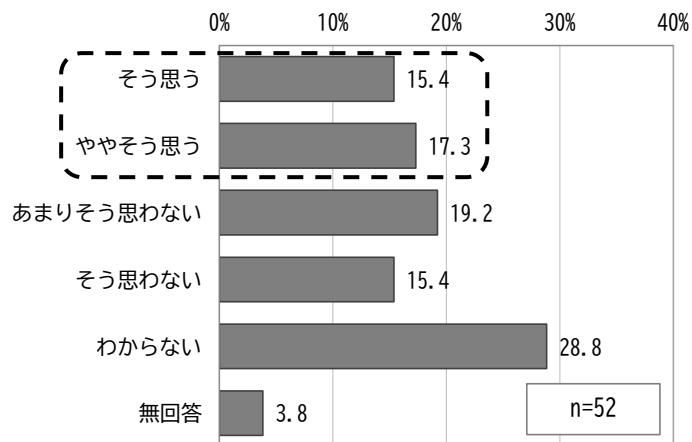
⑧「ヤングケアラー」という言葉を知っているか。(単数回答)

聞いたことがある割合は 30.8%



⑨国や南山城村へ自分の意見を伝えたいと思うか。(単数回答)

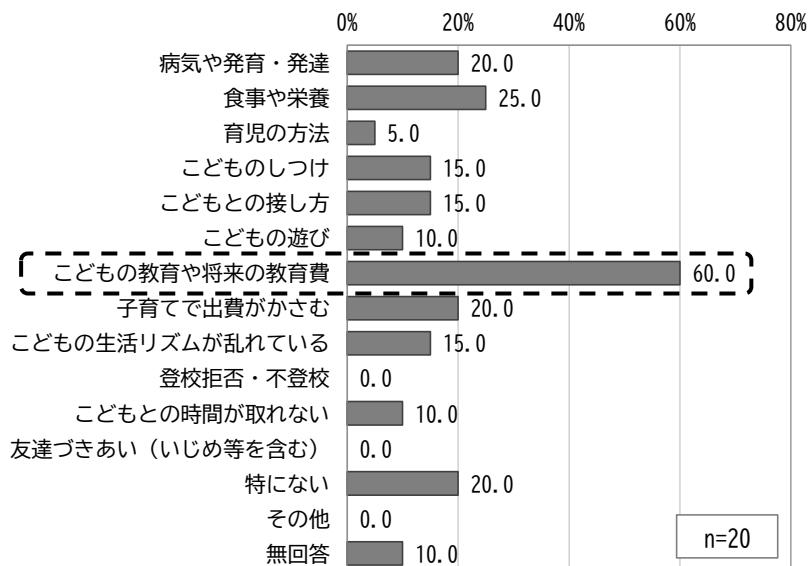
自分の意見を伝えたいと思う割合は 32.7%



小学生・中学生保護者アンケート

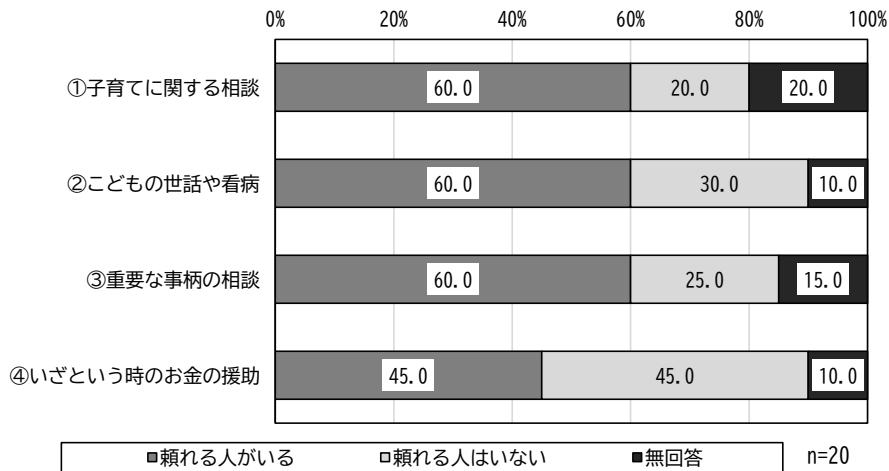
①こどもや子育てに関して日頃悩んでいること、不安に感じていること。(複数回答)

最も多いのは「こどもの教育や将来の教育費」で 60.0%



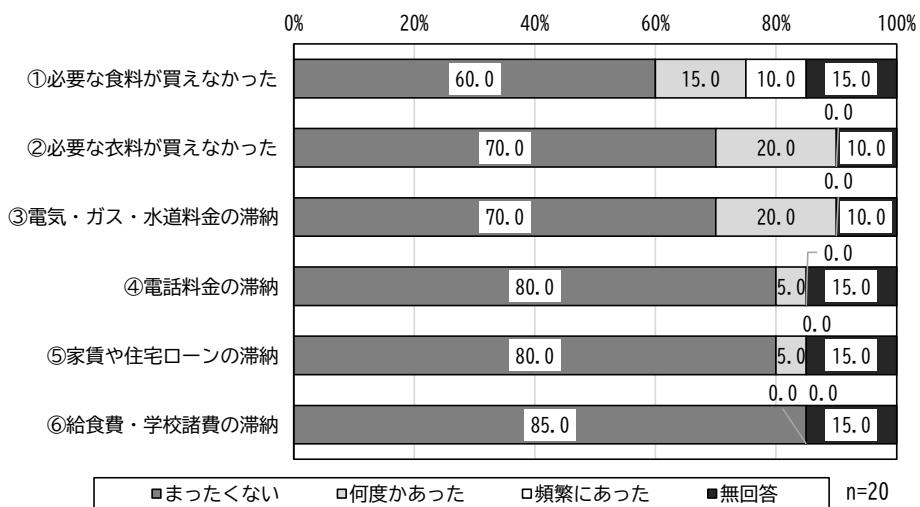
②次の内容について、頼れる人がいるか。(単数回答)

子育て、子どもの世話、重要な事柄について頼れる人がいる割合はいずれも 60.0%
いざというときのお金の援助については 45.0%



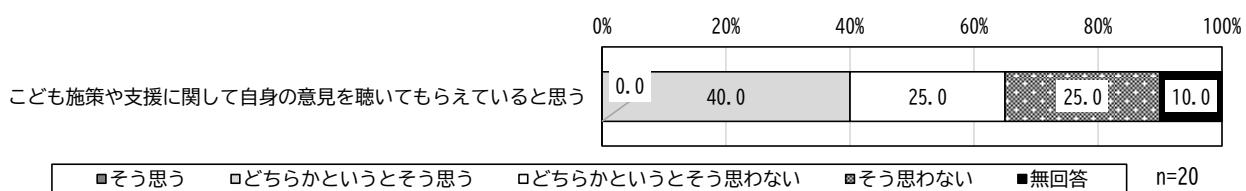
③あなたの世帯で過去1年間に経済的な理由により次のような経験があったか。(単数回答)

「必要な食料が買えなかつた」ことがあった割合は 25.0%
「必要な衣料が買えなかつた」、「電気・ガス・水道料金の滞納」があつた割合は 20.0%



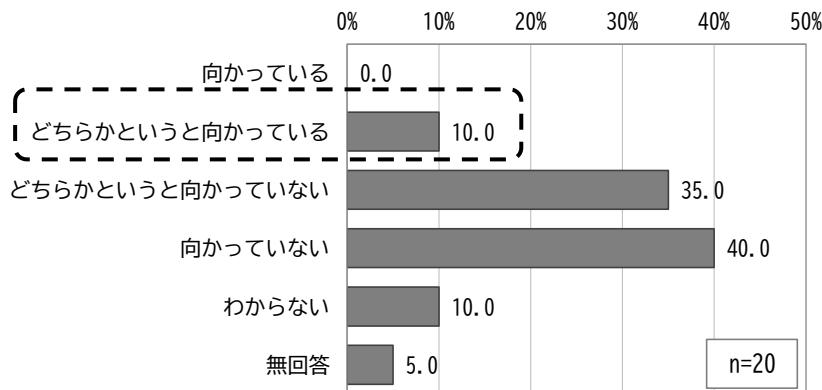
④こども施策や支援に関して自身の意見を聴いてもらえてると思うか。(単数回答)

自分の意見を聴いてもらえてると思う割合は 40.0%



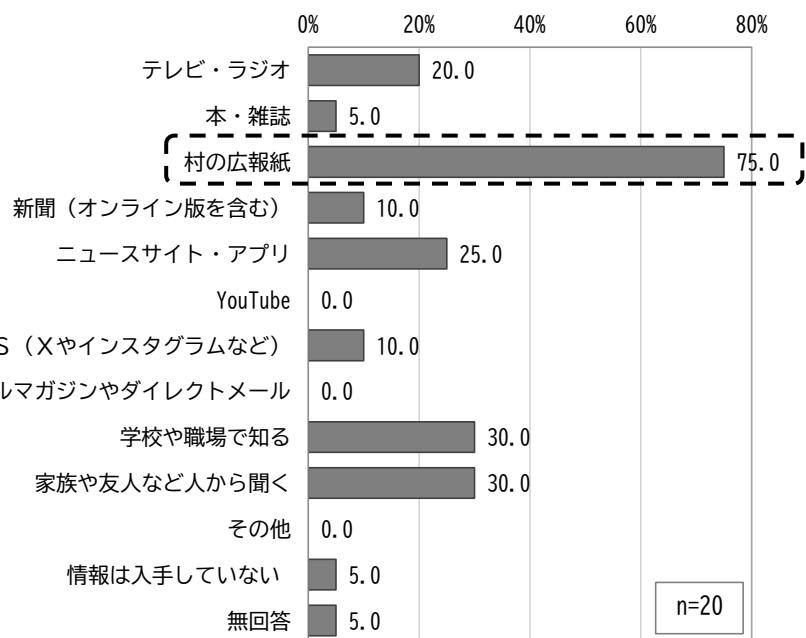
⑤今の社会は「子どもまんなか社会」の実現に向かっていると考えるか。(単数回答)

実現に向かっていると考える割合は 10.0%



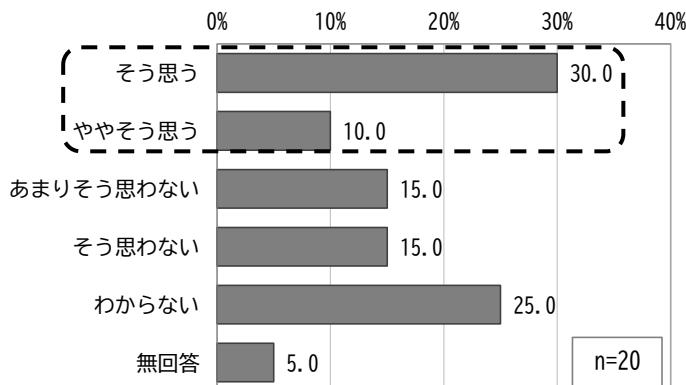
⑥国や南山城村が行う支援や制度について情報を得る手段。(複数回答)

支援や制度について情報を得る手段で最も多いのは「村の広報紙」で 75.0%



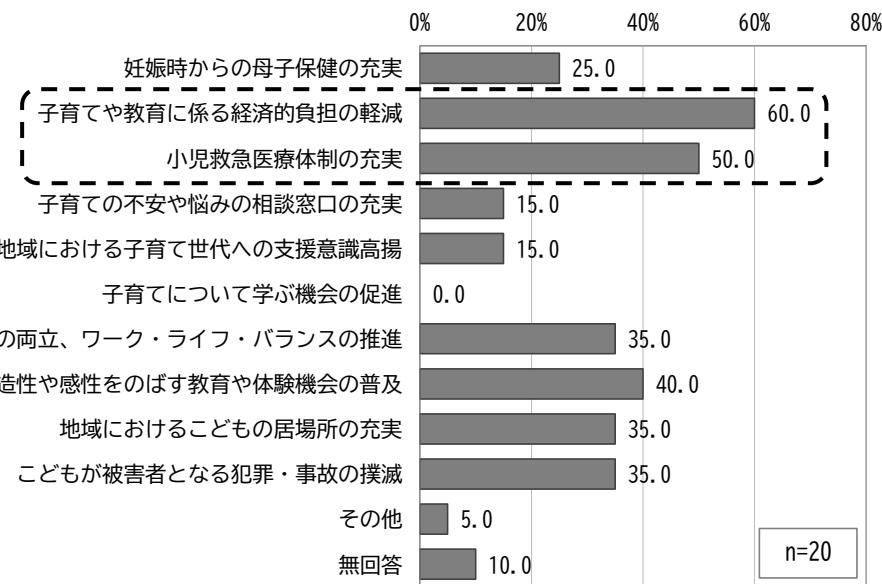
⑦国や南山城村へ自分の意見を伝えたいと思うか。(単数回答)

自分の意見を伝えたいと思う割合は 40.0%



⑧南山城村で今後力を入れてほしいこども支援・子育て支援策。(複数回答)

最も多いのは「子育てや教育に係る経済的負担の軽減」で 60.0%、次いで「小児救急医療体制の充実」が 50.0%

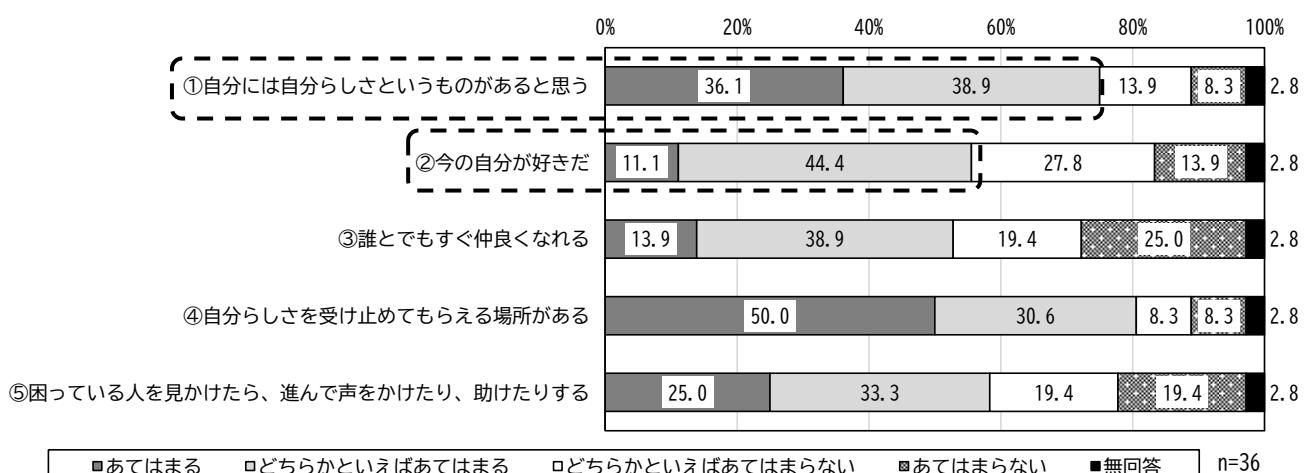


若者アンケート

①あなた自身について、どのくらいあてはまるか。(単数回答)

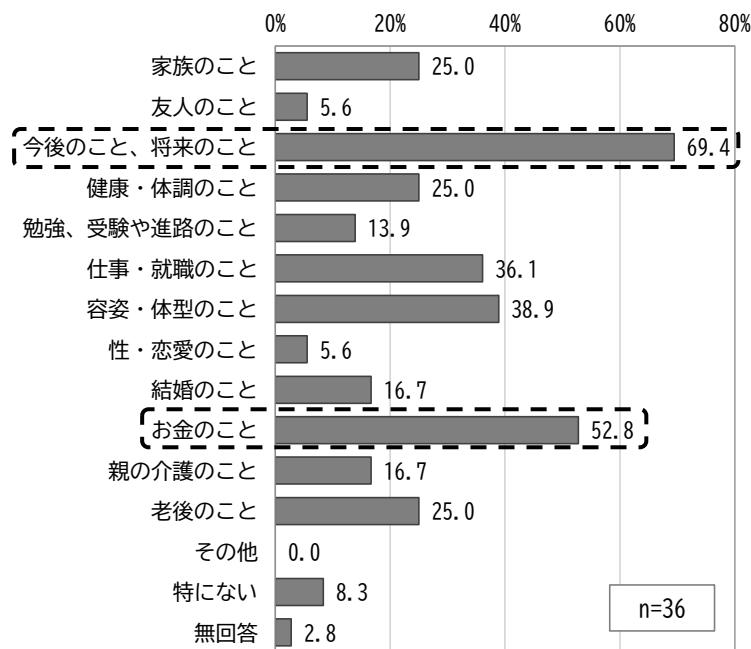
自分には自分らしさというものがあると思う割合は 75. 0%

今の自分が好きな割合は 55. 5%



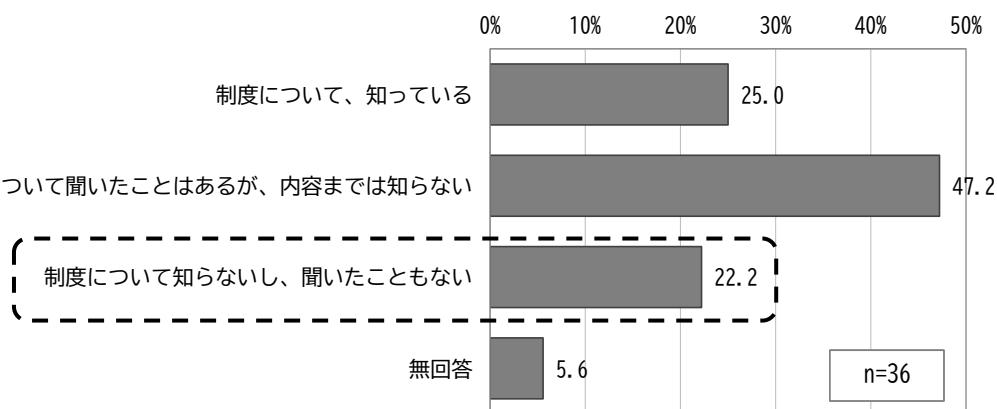
②今困っていることや悩んでいること。(複数回答)

最も多いのは「今後のこと、将来のこと」で69.4%、次いで「お金のこと」が52.8%



③国の実施する大学授業料の無償化等の支援を知っているか。(単数回答)

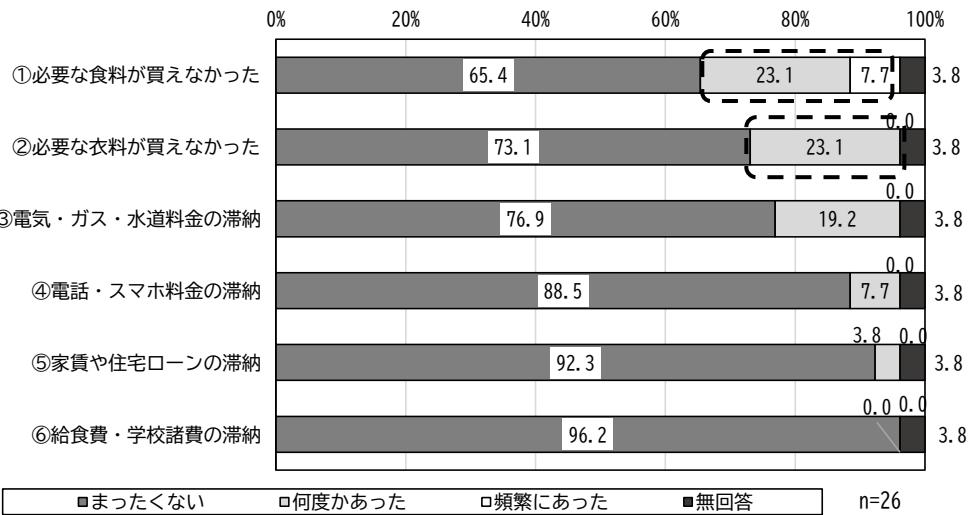
学びたい人のための大学授業料の無償化等の支援について知らず、聞いたこともない割合は22.2%



④あなたの世帯で過去1年間に経済的な理由により次のような経験があったか。(単数回答)

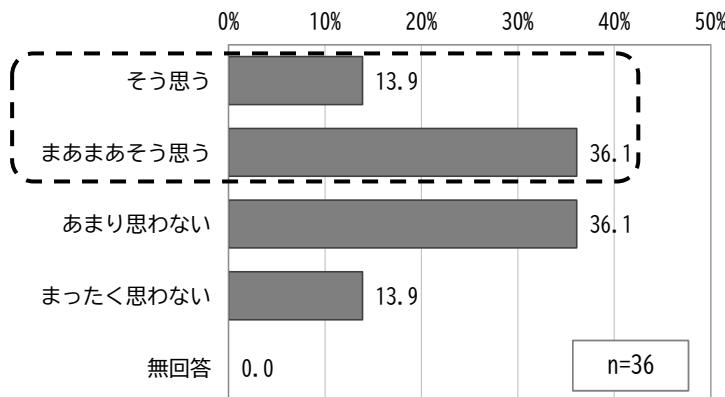
「必要な食料が買えなかつた」ことがあった割合は 30.8%

「必要な衣料が買えなかつた」ことがあった割合は 23.1%



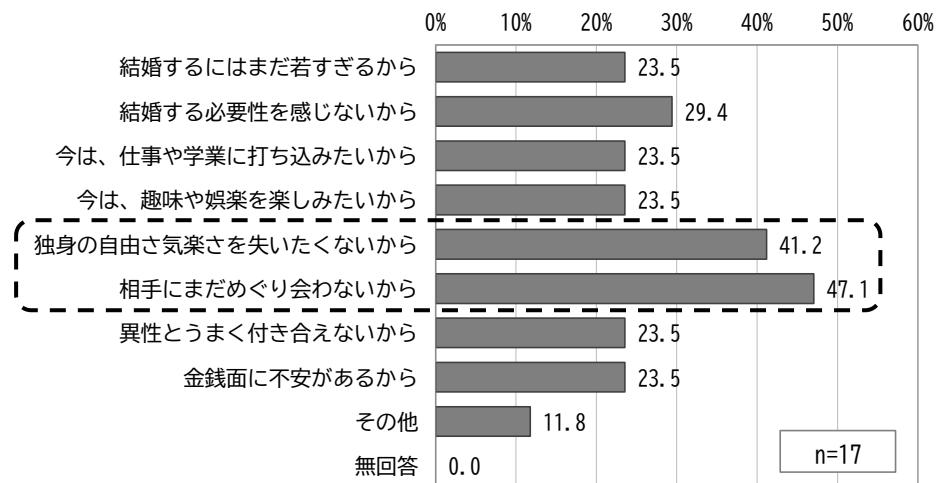
⑤自分の将来は明るい・希望がたくさんあると思う。(単数回答)

自分の将来は明るいと思う割合は 50.0%



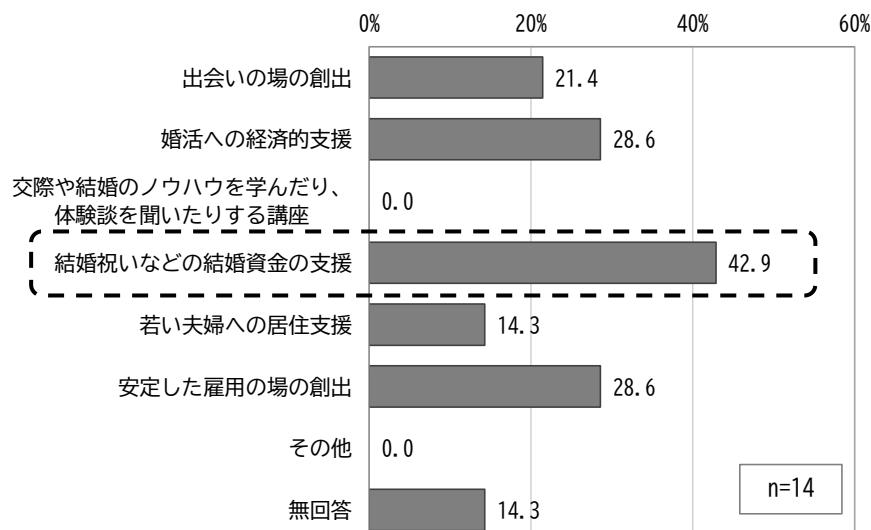
⑥現在、結婚していない理由。(複数回答) (18歳以上の方限定)

最も多いのは、「相手にまだめぐり会わないから」で47.1%、次いで「独身の自由さ気楽さを失いたくないから」が41.2%



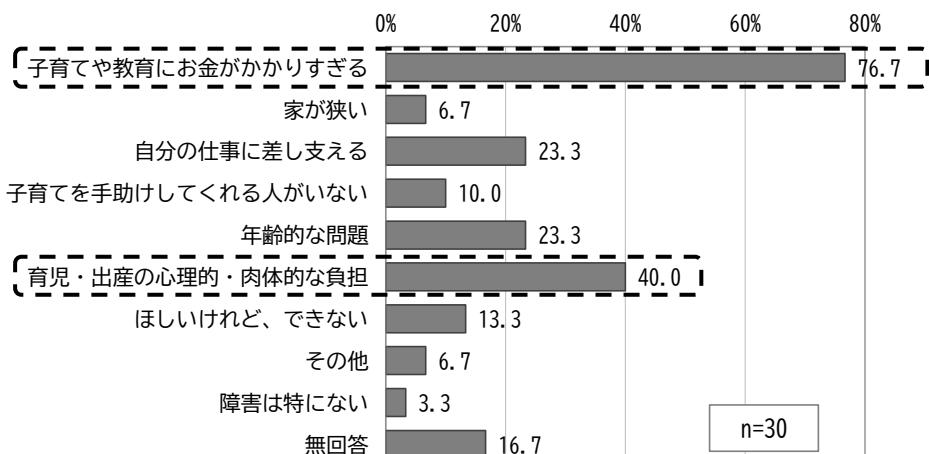
⑦期待する結婚支援。(3つまで回答) (18歳以上の結婚を希望する方限定)

最も多いのは、「結婚祝いなどの結婚資金の支援」で42.9%



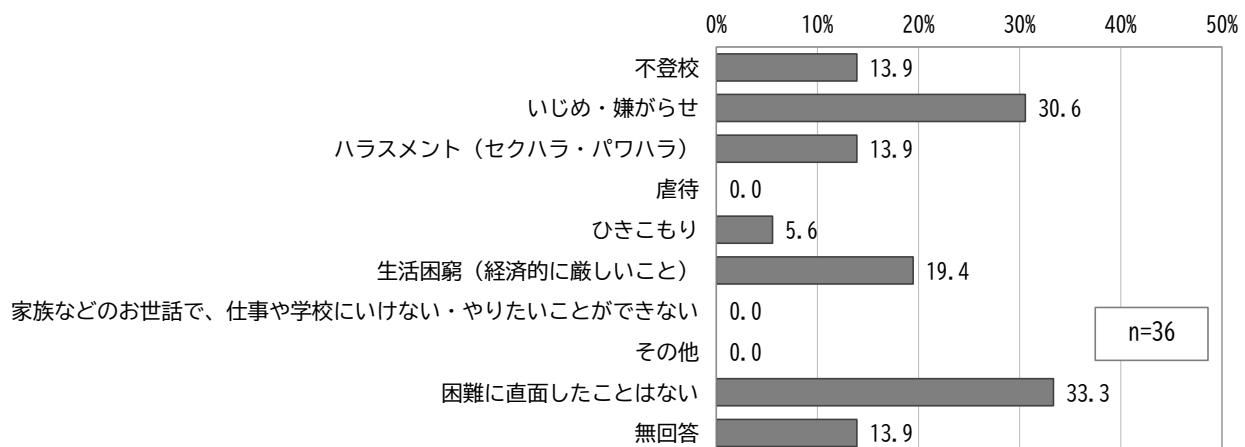
⑧理想的な子どもの数を実現するために、障害となること。(複数回答) (18歳以上の方限定)

最も多いのは、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」で76.7%、次いで「育児・出産の心理的・肉體的な負担」が40.0%



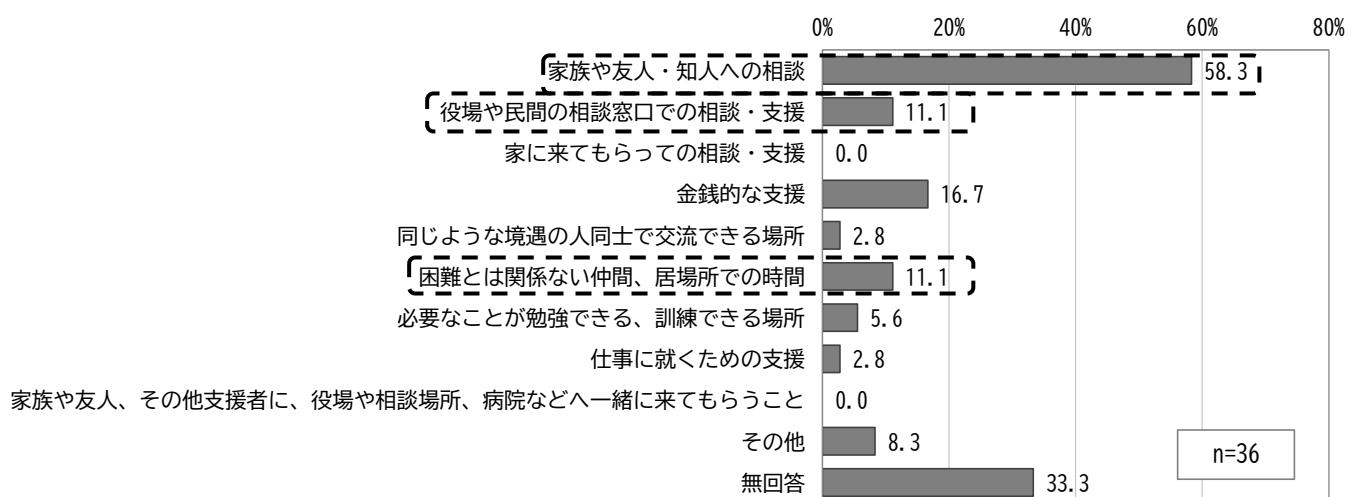
⑨日常生活の中で直面した困難。(複数回答)

直面した困難として、いじめ・嫌がらせ、生活困窮、不登校、ハラスメント等がある



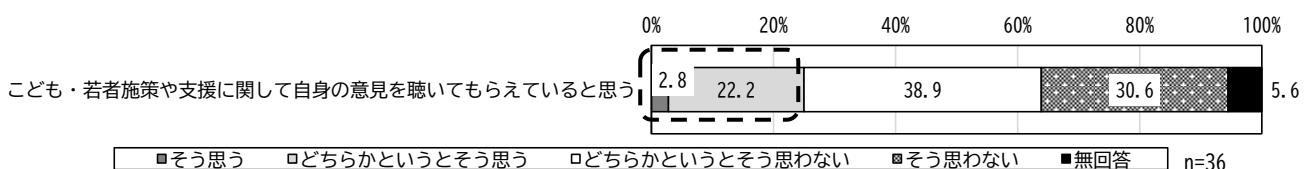
⑩困難を乗り越えるために役立ったこと、乗り越えるために必要だと思うこと。(複数回答)

最も多いのは「家族や友人・知人への相談」で 58.3%、次いで「金銭的な支援」が 16.7%、「役場や民間の相談窓口での相談・支援」、「困難とは関係ない仲間、居場所での時間」が 11.1%



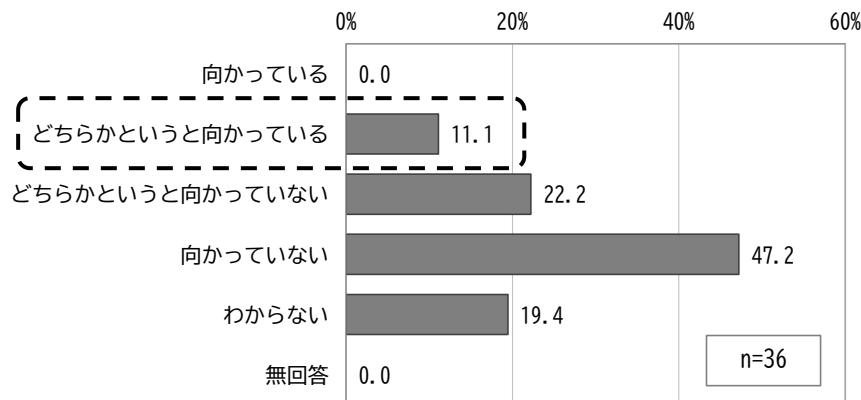
⑪子ども施策や支援に関して自身の意見を聴いてもらえていると思うか。(単数回答)

自分の意見を聴いてもらえていると思う割合は 25.0%



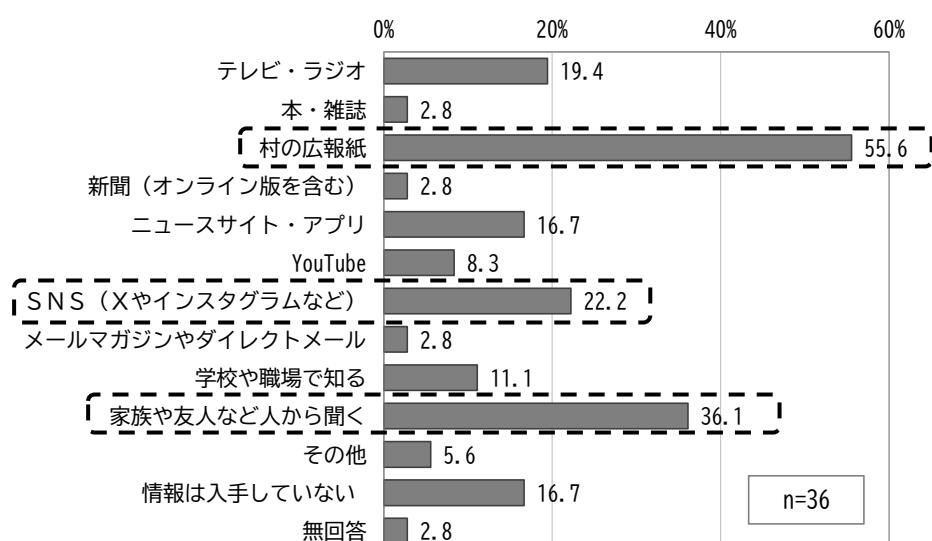
⑫今の社会は「子どもまんなか社会」の実現に向かっていると考えるか。(単数回答)

実現に向かっていると考える割合は 11.1%



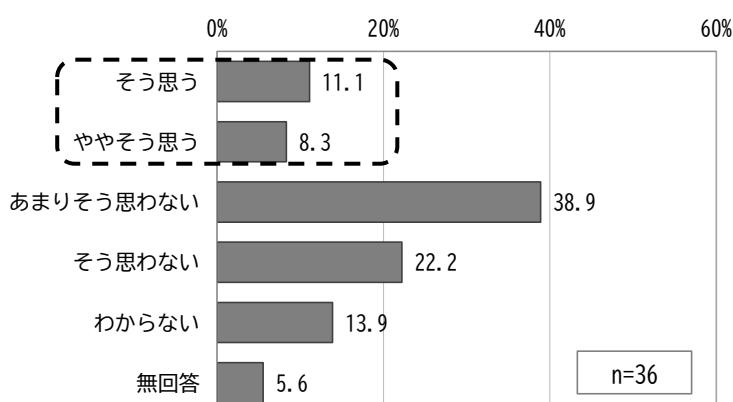
⑬国や南山城村が行う支援や制度について情報を得る手段。(複数回答)

支援や制度について情報を得る手段で最も多いのは「村の広報紙」で 55.6%、次いで「家族や友人など人から聞く」が 36.1%、「SNS」が 22.2%



⑭国や南山城村へ自分の意見を伝えたいと思うか。(単数回答)

自分の意見を伝えたいと思う割合は 19.4%



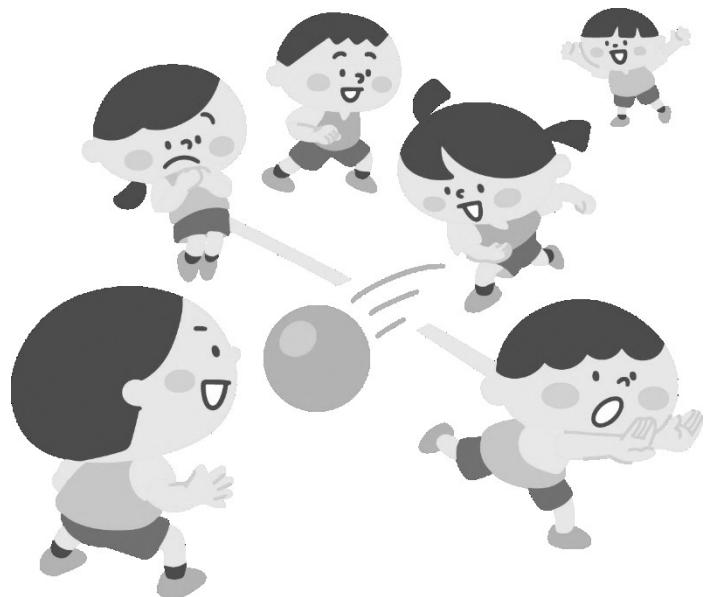
3 関係団体調査結果

(1) 調査概要

本計画の策定に向けて、村内で子どもの育成や支援を行っている2団体の活動内容や現状を把握し、計画策定の参考とするために実施しました。

(2) 調査結果まとめ

- お楽しみ会等の子どもが遊んだり、交流したりする機会が提供されている。
- 少年の主張大会等、地域や学校が連携しながら継続して取り組んでいる。
- 地域による見守り体制が構築されている。
- 活動を担う人材が不足しており、人材育成が課題となっている。
- 今後、子どものさらなる減少が見込まれる中で、これまで行ってきた事業や団体をどのように維持・見直ししていくかの検討が課題となっている。



第3章 計画の基本的な考え方

I 基本理念

すべてのこども・若者が、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、身体的・精神的・社会的によい状態で生活することができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、「こどもまんなか 笑顔が輝く みなみやましろむら」を基本理念として設定します。

こどもまんなか 笑顔が輝く みなみやましろむら



2 基本目標

基本理念の実現に向け、次の3つの基本目標を掲げます。

(1) 権利と意見を尊重され全てのこどもが自分らしく生きる

(2) こどもの誕生前から成長過程に合わせて支援する

(3) 地域ぐるみで子育てを応援する

3 施策の体系

計画の基本理念、それを実現するための基本目標に基づく施策について、体系図として示します。

基本理念 こどもまんなか 笑顔が輝く みなみやましろむら	基本目標	施策の方向
	1 権利と意見を尊重され全てのこどもが自分らしく生きる	1 こどもの権利に関する啓発 2 学びや活動機会の充実 3 こどもまんなかまちづくり 4 保健・医療の提供 5 こどもの貧困対策 6 障がい及び配慮を要するこどもへの支援 7 児童虐待防止対策の推進とヤングケアラーへの支援 8 こどもの自殺対策と犯罪などからこどもを守る取組 9 こどもの悩みを受け止める環境づくり <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 1 (3) 母子保健及び思春期保健の推進 3 (1) 児童虐待防止対策の充実 3 (3) 障がい及び配慮を要する子どもへの支援 4 (1) 子育てしやすい生活環境づくり 4 (2) 子どもの安全を確保する環境づくり </div>
	2 こどもの誕生前から成長過程に合わせて支援する	1 こどもの誕生前から幼児期までの支援 2 学童期・思春期の支援 3 青年期の支援 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 2 (1) 学校教育の充実 </div>
	3 地域ぐるみで子育てを応援する	1 子育て負担の軽減 2 地域の子育て力の向上 3 仕事と家庭の両立支援 4 ひとり親家庭の自立支援の充実 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 1 (1) 仕事と家庭の両立支援 1 (2) 家庭の子育て力の強化 2 (2) 地域の子育て力の向上 3 (2) ひとり親家庭の自立支援の充実 </div>

◆第3期南山城村子ども・子育て支援事業計画における施策の方向

4 施策の展開

基本目標Ⅰ 権利と意見を尊重され全ての子どもが自分らしく生きる

【方針】

- ・子どもの権利を守るために、自分自身が権利の主体であることや、困難を抱えたときに助けを求められる場所を周知します。
- ・学びや活動の機会を提供することで想像力や創造力、思いやりを育み、健やかな成長を支えます。
- ・子どもの声を聴き、子どもが過ごしやすく、また子育てしやすい地域をつくりります。

【現状と課題】

小学生・中学生アンケート

- 子どもの権利条約という言葉を聞いたことがある割合は 44.3%
- ヤングケアラーという言葉を聞いたことがある割合は 30.8%
- 国や南山城村へ自分の意見を伝えたいと思う割合は 32.7%

小学生・中学生保護者アンケート

- 今後力を入れてほしい子ども支援・子育て支援策として最も多いのは「子育てや教育に係る経済的負担の軽減」で 60.0%、次いで「小児救急医療体制の充実」が 50.0%
- 経済的な理由により過去 1 年間に「必要な食料が買えなかった」ことがあった割合は 25.0%、「必要な衣料が買えなかった」、「電気・ガス・水道料金の滞納」があった割合は 20.0%

若者アンケート

- こども施策や支援に関して自身の意見を聞いてもらっていると思う割合は 25.0%
- 「こどもまんなか社会」の実現に向かっていると考える割合は 11.1%



子どもの権利やヤングケアラーについての認知度向上、こども・若者の意見聴取、安心できる医療体制の提供、貧困対策に取り組む必要がある。

施策1 こどもの権利に関する啓発

【子どもの権利に関する啓発】

事業名	具体的な取組	担当課
①子どもの権利に関する普及啓発	こどもをはじめとして、広く住民が子どもの権利について理解を深められるよう普及に努めます。	税住民福祉課
②人権教育の充実	子どもの権利を含めた人権教育を推進します。こども一人ひとりが差別や偏見をなくし、人権の大切さを認識し、人権を尊重することができるよう、学校、家庭、地域社会で連携した人権教育の充実を図ります。	教育委員会
③人権問題等の啓発	人権学習会や人権の花運動等の取組を通じて、人権問題についての住民の理解を深めます。	総務財政課
④子どもの権利の相談窓口の設置	子どもの権利に関する相談場所を設置します。また、子どもの権利を守るため関係機関と連携し対応します。	税住民福祉課

施策2 学びや活動機会の充実

【遊びや体験活動の推進】

事業名	具体的な取組	担当課
①地域と連携した活動の推進	保育園や小中学校において、地域との交流を通じ、地域に根ざした活動の充実に努めます。	保育園 教育委員会
②世代間交流の促進	こどもと高齢者との交流や三世代交流等により、多様な年代が相互に学び合える場の提供に努め、地域の教育力・福祉力の高揚を図ります。 各地区で開かれている高齢者ふれあいサロン、グランドゴルフ大会などを活用し、こどもと高齢者の交流機会を支援します。	教育委員会
③ボランティア活動の促進	南山城村の美しい自然を守るとともに、ゴミやタバコのポイ捨てなどを許さないきれいな村づくりを進めるため、地域住民や地域団体等と連携し、親子で参加できるボランティア活動などと一体となった環境美化活動を促進します。	教育委員会
⑤子供会活動への支援	子どもの主体性と自主性を尊重した活動を推進するために、援助、指導を行い、子供会活動を促進します。	教育委員会
⑥南山城村青少年育成協議会の活動の促進	南山城村青少年育成協議会の活動を支援することで一層充実させ、多様な体験活動や社会環境浄化活動等を推進することで、青少年の健全育成をめざします。	教育委員会
⑦参加しやすい事業の企画・開催	イベントや事業を企画するときには、他課等と情報共有し、可能な限り日程が重ならないよう調整します。	保健福祉センター 教育委員会

【生活習慣の形成・定着】

事業名	具体的な取組	担当課
①地域でのあいさつ運動の推進	あいさつは地域や家庭での人間関係の基本であることから、地域団体等と保育園、小・中学校などと連携し、地域、家庭など全村的にあいさつ運動を促進します。	教育委員会
②農業体験等を通じた食育の推進	保育園、学校において、野菜づくりなどの農業体験を実施し、食べ物をつくる大変さや野菜の旬を知ることなど、こどもたちの食べ物に対する正しい理解を深めます。	保育園 教育委員会
③望ましい食習慣の定着	保育園、学校において、各発達段階に応じた食育を実施し、望ましい食習慣の定着に努めます。	保育園 教育委員会
④健康面からの食育の推進	食事の栄養面や朝ごはんの習慣、食事の量、おやつの量や頻度、噛むことの大切さなど、児童生徒の成長に大切な健康面における正しい食生活の習慣を、保護者とも連携しながら指導します。	教育委員会
⑤地域の食文化の伝承の推進	こどもや大人の生活習慣病を予防するため、地元の野菜等を使った料理や伝統食など健康に良い食生活を次代に受け継ぐため、地域の食材や食文化を生かした料理教室などの開催を促進します。	教育委員会
⑥正しい食生活の意識づくり	正しい食生活に関する家庭への意識啓発を継続して行うとともに、家族全員での楽しい食事を推進し、こどもの心身の健康の基盤をつくります。 直売所の活動と連携し、地産地消の充実を図ります。	教育委員会
⑦料理教室等の体験を通じた食育の啓発	料理教室や広報等での食情報の提供を通じ、食事についての指導や知識の普及に努めるとともに、効果的な健康・栄養指導を行います。	税住民福祉課

【国際交流の推進】

事業名	具体的な取組	担当課
①国際理解教育の推進	小・中学校等において、ALT（外国語指導助手）と交流する中で、英語に慣れ親しむとともに、異文化の理解を図ります。	教育委員会
②外国につながりのある児童への支援	言葉や習慣の違いのある外国につながりのある児童やその保護者が安心して暮らせるよう、教育・保育サービス等の円滑な利用の推進等に努めます。	保育園 教育委員会

【様々な教育の推進】

事業名	具体的な取組	担当課
①環境教育・情報教育の推進	次代を担うこどもたちの環境についての関心を高めるとともに、プログラミング教育等で使用する児童用タブレット等の情報機器を活用した教育を推進するとともに、PC等のICT機器の更新を進めます。	教育委員会
②男女平等、男女の相互理解や協力に関する教育の推進	道徳の時間や技術・家庭の授業等を通して、男女平等、男女の相互理解や協力を推進する教育の充実を図ります。	教育委員会
③国際理解教育の推進【再掲】	小・中学校等において、ALT（外国語指導助手）と交流する中で、英語に慣れ親しむとともに、異文化の理解を図ります。	教育委員会
④性教育の推進	学校教育や家庭教育を通じて、生命との関わりを認識させる性教育・エイズ教育を推進するとともに、個々の情報選択能力の育成に努めます。	教育委員会
⑤心の教育の充実	ボランティア活動や自然体験活動等を通じて道徳的実践力の向上を図り、児童生徒の思いやりや優しく育みます。	教育委員会
⑥福祉関係施設での体験学習の推進	小学校に社会福祉協議会の職員をゲストティーチャーとして招き、社会福祉に関する講座を行っています。今後もこどもたちが生命の大切さを学んだり、思いやりを育めるよう、福祉施設等における職場体験学習やボランティアの機会の充実を図ります。	教育委員会
⑦地域の力を活用した、豊かな体験活動の推進	小・中学校等において、豊かな人間性を育むため、地域と学校との連携協力により、ものづくりなど、様々な体験活動に取り組みます。 広域連合の特性を生かし、3小学校、2中学校間で小小連携・中中連携（交流学習・合同学習）の充実を図ります。	教育委員会
⑧地域学習の推進	様々な施設や機会を活用して、住民相互の自主的なコミュニティの育成を促進し、世代や地域を超えた連携を通して、こどもたちが歴史や文化、自然から学ぶ機会づくりを進めます。	教育委員会
⑨地域産業の理解促進	地域の主要産業である宇治茶について、その良さを実感するとともに、地域内外の人に伝えるため体験の機会を設けます。	教育委員会

⑩喫煙・飲酒・薬物防止教育の推進	タバコやアルコール、薬物の有害性を「薬物乱用防止」、「非行防止」教室で知識普及に努めるとともに、心身の健康と安全についての意識を高め、主体的な健康管理能力と危険回避能力を育成します。 専門家や外部講師による講話、「いのちのがん教育」を実施します。	教育委員会
------------------	--	-------

施策3 こどもまんなかまちづくり

【こどもまんなかまちづくり】

事業名	具体的な取組	担当課
①こども・若者が意見を表明しやすい気運の醸成	こども施策に関してこども・若者の視点に立った広報・情報発信を行い理解・関心を深めることで、意見を表明しやすい気運の醸成に努めます。	税住民福祉課
②安心な子育て環境の整備	公共施設の耐震化やシックハウス対策、道路の安全確保等、安心して子育てできる環境整備を計画的に推進します。	建設環境課 財産施設課
③児童遊園等の安全確保	こどもたちをけがや犯罪被害から守るため、遊具の安全性を確保するとともに、樹木の管理などを進めます。	建設環境課 財産施設課
④利用しやすい交通の整備	村民の活動に欠かせない交通に関して、鉄道・広域バス・村タクといった各種交通を併用した総合的に利用しやすい仕組みづくりを進め、持続可能な交通体系の維持に努めます。	総務財政課
⑤良好な景観づくり	景観計画・条例を策定することで、本村の特色でもある豊かな自然環境や、宇治茶生産の歴史と村の風土が織りなしてきた景観を継承し、子育てしたいと思える環境の形成・維持を図ります。	産業観光課
⑥子育ておうえん住宅リフォーム支援事業	子育て世帯の経済的負担の軽減のため、住宅リフォームや住宅購入、住宅賃貸にかかる費用の一部を補助します。	税住民福祉課

施策4 保健・医療の提供

【妊娠期から切れ目のない保健・医療の提供】

事業名	具体的な取組	担当課
①母子健康手帳の交付と活用促進	母子健康手帳の交付を通して、母親・父親の自覚を持っていただくとともに、母と子の一貫した健康管理と健康の保持増進に役立てます。また、母子手帳アプリでの運用もを行い、利便性の向上も図っています。	保健福祉センター

②妊婦一般健康診査の実施	<p>母子健康手帳配布と同時に妊婦健康診査の無料受診券を交付し、妊婦の健康増進・妊娠中の健康管理に役立てます。</p> <p>関係機関と連携し、妊婦が受診しやすい体制を維持します。</p>	保健福祉センター
③産後ケア事業の実施	助産師等の専門職による母親の心身のケアや育児サポート等を行い、産後の母子への支援を行います。山城総合医療センターへ委託し、事業を実施します。	保健医療課
④ひよこ広場の実施	保健事業として保健福祉センターのひよこ広場を引き続き実施します。	保健福祉センター
④新生児・乳幼児訪問指導の推進	新生児・乳幼児の家庭を訪問し、発達の観察とともに、日常生活や育児についての相談や指導を行い、親の不安解消に努めます。	保健福祉センター
⑤乳幼児健診の推進	乳児（前期・後期）、1歳半、3歳児について健診を実施し、乳幼児の健康保持・増進、疾病の早期発見に努めるとともに、親の育児支援など幅広い健診内容の充実を図ります。	保健福祉センター
⑥予防接種の促進	こどもを感染症から予防するために、全員が予防接種を受けられるように努め、個別接種の推進を図るとともに、保護者への啓発により接種率の向上に努めます。適切な時期に接種できるように個人の接種歴に着目して個人通知します。	保健福祉センター
⑦インフルエンザ接種費用の助成	2回接種が必要な中学生以下のこどもを対象として、インフルエンザ予防のためのワクチン接種費用を助成し、子育てに係る家庭の負担軽減を図ります。	保健福祉センター
⑧休日診療の実施	相楽郡広域事務組合相楽休日応急診療所において、日曜日や祝祭日などの休日に比較的軽症な方を対象とした応急的な診療を実施します。	保健医療課
⑨地域保健医療体制の整備	相楽郡の地域中核病院である京都山城総合医療センターを中心に救急医療体制の充実を要請するとともに、相楽郡医師会等の協力のもと、近隣の医療機関とネットワークの構築を図ります。	保健医療課
⑩救急・健康相談ダイヤルの実施	病気やけがなどで救急車を呼ぶか迷っている場合など、心と体の様々なご相談を受け付ける救急・健康相談ダイヤルを定住自立定住圏事業や京都府の事業を活用して実施します。	保健医療課
⑪「かかりつけ医」づくりの推進	こどもの健康管理、疾病予防に関して、いつでも気軽に相談できる「かかりつけ医」を持つことの啓発を、様々な機会を通じて推進します。	保健福祉センター

<p>⑫歯科検診、指導</p>	<p>う歯予防と歯の健康意識を高めるため、歯科検診の受診を促すとともに、保護者への指導を図ります。 保育園において、番茶のうがいなどを取り入れた口腔衛生指導を進めます。 小学校において、歯みがき指導を進めます。</p>	<p>保健福祉センター</p>
<p>⑬医療情報・知識の普及</p>	<p>こどもの病気・事故等には初期対応が重要である場合が多いことから、各種健診・相談等を通じて保護者に対する応急手当等の知識普及を推進します。 伝染性の病気などにかかる子が増えてきた際は、文書を配付し、予防を促します。</p>	<p>保健福祉センター</p>

施策5 こどもの貧困対策

【経済的支援】

事業名	具体的な取組	担当課
<p>①保育園児、小学生、中学生の子育て世帯への経済支援</p>	<p>保育園、小学校、中学校の給食費の無償化に加え、保育園は全園児の保育料無償化、小学校と中学校については、修学旅行費全額給付に加え、校外学習費の全額無償化を実施していきます。</p>	<p>税住民福祉課 教育委員会</p>
<p>②小・中学校の就学援助</p>	<p>経済的理由により就学困難な児童・生徒に対し義務教育を円滑に受けることができるよう、教育費の一部を援助します。</p>	<p>教育委員会</p>
<p>③児童扶養手当の給付</p>	<p>父母の婚姻の解消などにより父または母と生計を同じくしていない、または父（母）が身体等に重度の障がいのある児童の母や父に代わってその児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）を養育している人に対し、児童扶養手当を支給し子育てを支援します。（所得制限あり）</p>	<p>税住民福祉課</p>
<p>④ひとり親家庭医療費補助事業</p>	<p>こども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）とひとり親または養育者が、健康保険証を使って病院等で受診した場合の自己負担分（一部自己負担金あり）を公費で助成することにより、ひとり親家庭の生活の安定と児童の健全な育成を図ります。</p>	<p>保健医療課</p>

【生活の安定に資するための支援】

事業名	具体的な取組	担当課
①くらしの資金貸付	低所得世帯に対し、生活の維持や療養に必要となる資金を無利子で貸し付けます。	税住民福祉課
②母子父子寡婦福祉資金の貸付	母子父子寡婦福祉資金の相談及び受付を行い、生活安定の支援をします。	税住民福祉課

【保護者への就労支援】

事業名	具体的な取組	担当課
①ひとり親家庭の就業促進	それぞれの家庭の悩みや問題に対応できるよう、母子・父子自立支援員や身近な民生委員・児童委員及び主任児童委員等との連携を強化するとともに、相談窓口の周知を積極的に行うなど、より相談しやすい体制づくりに努めます。	税住民福祉課
②自立支援教育訓練給付金の支給	母子家庭の母または父子家庭の父が職業能力の開発のための講座（国が教育訓練給付の対象と認める講座に限る）を受講する場合、受講料の補助を行い、就業を支援します。	税住民福祉課
③高等技能訓練促進費の支給	母子家庭の母または父子家庭の父が看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等の資格を取得するために養成機関で受講する場合、その期間中の生活の不安を解消し、安定した修業環境を提供するため、高等技能訓練促進費を支給します。	税住民福祉課

【必要な支援の利用を促す取組】

事業名	具体的な取組	担当課
①情報提供の実施	ひとり親家庭等に対し、一日も早い自立支援につながるよう、制度や手当など申請の情報提供とフォローアップを図ります。	税住民福祉課
②ひとり親家庭福祉推進員の活動促進	早い段階から家庭の相談・訪問を行い、生活一般、資格取得、就業、離婚問題などの相談を受け、自立に必要な情報提供と支援を行います。	税住民福祉課

施策6 障がい及び配慮を要するこどもへの支援

【障がい等の有無にかかわらず安心して共に暮らすことができる地域づくり】

事業名	具体的な取組	担当課
①障がいの予防・早期発見・療育体制の充実	成長に応じた発達状況の観察を適切に行える保健師のスキルアップ（専門的知識・技能の向上）を図ります。発達支援に必要な医療・福祉・教育の連携、マンパワーの連携を強化し、障がいに応じた一貫した治療や機能訓練につなげます。	保健福祉センター
②障がいのあるこどもを持つ家庭への相談体制の充実	障がいのあるこどもを持つ親の声を聞き、こどもへの適切な治療・対応を確保するため、個々の障がいに応じた相談・指導体制の充実を図ります。 府内にこだわらず、障がいのあるこどもの育ちを重視した療育体制を関係機関と連携して実施します。	税住民福祉課
③発達障がい等の把握の推進	経験豊かな臨床発達心理士の指導のもと、乳幼児健診時の発達相談、保育園での行動観察・発達テスト実施、学校と連携を図り、発達等のつまずきを持つこどもの早期発見、早期対応に努めます。	税住民福祉課
④障がい福祉サービスの提供	居宅で入浴、排せつ、食事などの介助や介護を行う居宅介護や外出時の移動中の介助等を行う行動援護などの訪問系サービス等の障がい福祉サービスの提供を進めます。	税住民福祉課
⑤地域生活支援事業	障がいのある児童や保護者の日常生活の支援のため、相談支援事業や日常生活用具給付等事業などの地域生活支援事業の提供を進めます。	税住民福祉課
⑥障がいのあるこどもに対する適切な医療、医学的リハビリの提供	乳幼児健診時に、発達の遅れなどが疑われるこどもについて、保健所クリニック、こども発達支援センター、相楽児童発達支援センター（ひまわり）など関係機関への紹介、調整、支援を行います。	税住民福祉課
⑦障がいに関する正しい理解の促進	「障害者週間」における様々なイベント、学校や学習講座を通じて、発達障がい、精神障がい、難病を含め、障がいに関する正しい理解を促進します。	税住民福祉課
⑧経済的支援の推進	特別児童扶養手当や特別障害者手当、障害児福祉手当など、障がいのある児童の福祉の増進を図ることを目的に、支給を行います。	税住民福祉課
⑨障害者(児)への医療費補助事業	重度障がい者が、健康保険証を使って病院等で受診した場合の自己負担（一部自己負担金あり）を公費で助成することにより、障がい者の生活の安定を図ります。	保健医療課

<p>⑩学校における発達障がいへの適切な支援・早期発見体制の充実</p>	<p>小学校では、障がいによる困難が発見された場合、関係機関と連携し、対処する体制を維持します。 中学校では、校内委員会、特別支援教育部を中心に生徒の状況把握を行い、必要に応じて関係機関と連携する体制を維持します。</p>	<p>教育委員会</p>
<p>⑪発達障がい等への対応の充実</p>	<p>発達障がいなどに配慮し、子どもの状況に応じた教育をより一層充実するため、教職員等の研修会への参加促進を図るとともに、参加が困難な場合には、研修会の方法や内容に関する情報提供などの工夫に努めます。</p>	<p>教育委員会</p>
<p>⑫障がいのある子どもの保育・特別支援教育の充実</p>	<p>小学校では、障がいに関する専門研修及び最新情報の共有化などを通じて教職員のレベルアップ（専門的知識・技能の向上）を図り、特別支援教育を全校体制で推進します。 中学校では、特別支援教育部を中心に支援計画の作成、保護者との連携、関係機関との連携など、支援体制の一層の強化に取り組みます。 児童生徒の多様な教育的ニーズに対応するため、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた授業（特別な授業や支援を必要としている児童・生徒だけでなく、学級すべての児童・生徒の幅広い興味・関心や学力等に対応し、よりわかりやすく多様な学びを可能な限り保障できる授業）を推進します。 障がいのある子どもの教育について、関係機関との連携を図り、ニーズや障がいの程度、発達段階に応じた適切な保育・療育・教育が受けられるよう、就学指導に努めます。</p>	<p>教育委員会</p>
<p>⑬医療的ケア児への対応強化</p>	<p>保育園における医療的ケア児の受け入れ体制の構築を行います。</p>	<p>保育園 税住民福祉課</p>
<p>⑭施設・設備の整備</p>	<p>施設・設備を必要に応じて整備し、障がいがあっても快適に過ごせる施設及び学習教材の整備などの環境づくりを進めます。</p>	<p>教育委員会</p>

施策7 児童虐待防止対策の推進とヤングケアラーへの支援

【児童虐待防止】

事業名	具体的な取組	担当課
①児童虐待防止に関する啓発活動の推進	<p>虐待防止に関するパンフレットを配布、児童虐待防止イベントを実施するなどの啓発活動に努め、通告義務等に対する理解を促します。</p> <p>地域への啓発も行い、虐待を見かけた場合の連絡先、対応方法などの周知を促進します。</p> <p>間接的な被害を防止するため、ドメスティック・バイオレンス防止に向けた啓発活動に努めます。</p>	税住民福祉課
②保護者の交流機会の充実	<p>保護者が育児ストレスをため込まないよう、ひよこ広場や園庭開放等を実施することで、保護者同士の交流機会の充実を図ります。</p> <p>ひよこ広場の案内は赤ちゃん訪問時だけでなく、各種健診時や予防接種時にも実施します。また、子育て講演会を年3回以上行ないます。</p>	保健福祉センター
③乳児家庭全戸訪問事業の実施	<p>生後4か月までの間に、保健師が家庭を訪問し、育児相談、母親の不安軽減、保健指導などを実施します。</p> <p>支援の必要な場合は、関係機関との調整を行います。</p> <p>母子手帳交付時には保健師が同席することで、妊娠期からの不安等をフォローし、出産後もスムーズな連絡が取れるきっかけや早期対応へつなげます。</p>	保健福祉センター
④養育支援訪問事業の実施	<p>家庭訪問支援員の確保・育成とともに、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、家庭訪問支援員の訪問により支援を行います。必要な情報共有を密に行い対応していきます。</p>	保健福祉センター
⑤保育園での虐待の早期発見・早期対応	<p>園児の着替え時に子どもの身体を日常的に確かめるよう努めます。</p> <p>職員が要保護担当者会議に参加し、最新情報などを保育現場に役立てます。</p> <p>毎年全国的にも行われている児童虐待防止月間(11月)には京都府、東部3町村共催にて児童虐待防止の啓発を各町村のイベント等に合わせて行います。</p>	保育園

<p>⑥学校での虐待の早期発見・早期対応</p>	<p>児童虐待といじめの根絶をめざし、学校教育を通じて生命を尊ぶ心の醸成、情報モラル教育の充実、いじめや家庭環境に関する定期的な把握などに取り組みます。</p> <p>小学校・中学校のスクールカウンセラーを中心に、児童生徒の様子を把握し、わずかな兆候や変化を見逃さないよう、全職員で虐待の早期発見・早期対応に努めます。</p> <p>万一、虐待に値する事象が発生した場合に備えて、即座に関係機関と連携・対処する体制の強化を図ります。教育委員会では、引き続き、「家庭教育を支援する」ことを重点として取り組みます。</p>	<p>教育委員会</p>
<p>⑦各関係機関における連携の強化</p>	<p>虐待の未然に防ぐ環境づくりのため、各種の交流事業や相談事業の充実を図ります。</p> <p>民生委員・児童委員及び主任児童委員等を中心に、保健・医療・福祉・教育など各関係機関の連携と情報交換を図り、地域における問題の早期発見に努めます。</p> <p>民生委員の定例会に保健師も出席し、平時より顔の見える関係が築けるように務めます。また、保育園、学校とも平時より情報交換を行なっていきます。</p>	<p>税住民福祉課</p>
<p>⑧家庭児童相談窓口の設置</p>	<p>虐待などの家庭やこどもに関する相談について、村において相談場所を設置し、問題の早期発見、早期対応に努めます。</p> <p>子どもの安全を最優先に対応します。</p>	<p>税住民福祉課 保健福祉センター</p>
<p>⑨要保護児童対策地域協議会の活動促進</p>	<p>要保護児童の早期発見やその適切な保護を図るため、関係機関や団体等が当該児童等に関する情報、考え方を共有し、円滑な連携及び協力の確保を図ることができるように、要保護児童対策地域協議会の活動を促進します。</p>	<p>税住民福祉課 保健福祉センター</p>
<p>⑩母子保健事業を通しての相談の充実</p>	<p>乳幼児健診や訪問指導など母子保健事業を通して、乳幼児の発達や子育てに関する不安や悩みなどに対応するとともに、より専門的な相談に対しては府等関係機関等の紹介や連携により対応の充実に努めます。</p> <p>民生児童委員協議会にて子育て家庭の不安軽減に向けたイベントを実施します。</p>	<p>保健福祉センター</p>
<p>⑪心の問題に対する相談体制の充実</p>	<p>日常的な個人懇談や家庭連絡、定期的な学級懇談会やPTA活動を通じて、子どもの心の問題の早期発見・内面理解に努め、適切な指導を行います。</p> <p>小・中学校へのスクールカウンセラーの配置により、心の問題に関する相談体制を維持します。</p>	<p>教育委員会</p>

【ヤングケアラーへの支援】

事業名	具体的な取組	担当課
①ヤングケアラーに関する啓発と支援体制の構築	ヤングケアラーへ理解を深めるための啓発とその相談窓口の周知を積極的に行います。	税住民福祉課
②相談窓口の周知	村役場の相談窓口や府の総合教育センター等、こどもや保護者が相談できる窓口の周知を図ります。	保健福祉センター
③心の問題に対する相談体制の充実 【再掲】	日常的な個人懇談や家庭連絡、定期的な学級懇談会やPTA活動を通じて、こどもの心の問題の早期発見・内面理解に努め、適切な指導を行います。 小・中学校へのスクールカウンセラーの配置により、心の問題に関する相談体制を維持します。	教育委員会

施策8 こどもの自殺対策と犯罪などからこどもを守る取組

【子どもの自殺対策】

事業名	具体的な取組	担当課
①要保護児童対策地域協議会の設置	要保護児童対策地域協議会において、役場・児童相談所・学校等と情報共有や連携を図り、要保護児童等への適切な支援を行います。	教育委員会
②スクールカウンセラーによる問診・相談支援の実施	スクールカウンセラーによる問診や相談支援を行い、児童・生徒・保護者から問題や悩み等を伺います。また、スクールカウンセラーについては、各小中学校へ1日／週の配置ができるよう努めます。 必要に応じて、各関係機関等と連携・情報共有し、適切な支援につなげます。	教育委員会
③自殺・健康に関する授業の実施	京都府が主催する「生命のがん教育推進プロジェクト事業」を活用した、「生命の大切さ」についての学習を実施します。	教育委員会
④いじめや不登校への対応の実施	「いじめ調査」の実施・全ての児童生徒との教育相談等を行い、「連合いじめ防止等対策委員会」の開催や必要に応じた関係機関へのつなぎ等の支援を行います。 民間のフリースクールとの協力関係を深め、不登校児童の教育機会の確保及び安否確認や状況把握に努めます。 スマートフォンを利用したネットいじめ等の防止策として、外部講師による授業や親子でスマートフォンのリスクを考えてももらう機会を創設します。	教育委員会

⑤居場所づくりの推進	こどもたちの各所での集いの場の他、誰でも参加可能な居場所づくりを行い、誰もが自分の居場所が持てる環境となるよう努めます。	教育委員会
------------	--	-------

【犯罪や有害環境からこどもを守る】

事業名	具体的な取組	担当課
①乳幼児期の事故予防	乳幼児に多い転倒、溺水、誤飲等の事故に関して、乳幼児健診・相談業務での集団教育、個別相談やパンフレットの配布等を通じ、事故防止の啓発に努めます。	保健福祉センター
②応急処置法等の普及啓発	こどもに多い事故について、広報等で情報提供とともに、応急処置法や心肺蘇生法などの普及に努めます。	保健福祉センター
③チャイルドシートの利用促進	チャイルドシートの重要性や効果について啓発活動を行い、利用の促進に努めるとともに、保護者に対する呼びかけを行っていきます。	保健福祉センター
④防犯教育の推進	学校、家庭等による防犯教育を促進し、個々の危機管理能力を高め、自分自身の身を守る意識を高めます。	教育委員会
⑤保育園、学校等の安全対策の推進	保育園や学校内の防犯設備の整備・点検等を行い、安全な環境づくりに努めるとともに、防犯カメラや非常ベル通報器などの防犯設備を整備し、保育園や学校内の巡回の強化、危険箇所の点検などの取り組みを進めます。	保育園 教育委員会
⑥迅速な連絡体制の整備	事件等の発生があった場合の伝達を迅速に行えるよう、関係諸機関の連絡体制を強化します。	教育委員会
⑦保育園、小・中学校での避難訓練の推進	地震などの災害時に混乱しないように、保育園、小・中学校において、こどもを対象にした避難訓練や防災教育を進めます。	保育園 教育委員会
⑧インターネット上の有害情報への対応の充実	青少年をインターネット等の有害サイトやSNSによる被害や有害情報環境から守るために、違法・有害な情報を選択的に排除できるフィルタリング（有害サイトアクセス制限サービス）説明や出会い系サイト等でこどもが被害にあわないための利用上の注意などの研修会を実施します。	教育委員会
⑨学校施設の整備充実	経年劣化とともに、大規模な改修も必要となる施設もある中で、児童生徒の安全を確保するため、学校施設の計画的な改修、改築に取り組みます。	教育委員会

【交通安全の推進】

事業名	具体的な取組	担当課
①交通安全教育の推進	保育園・学校における交通安全教室の充実を図り、一人ひとりの交通安全意識を高めるとともに、交通ルールや自転車通行のマナー等の指導を行い、子どもの交通事故の防止に努めます。	教育委員会
②交通安全意識の高揚	警察や関係機関を通じた広報活動を行い、運転手も含めた社会全体に対し、運転時のことへの配慮、安全運転意識を根づかせ、交通事故の未然防止に努めます。	教育委員会
③交通安全施設の整備	子どもが安心して通学したり遊んだりできる環境をつくるため、歩道の整備やカーブミラー、反射板、ガードレールなどの交通安全施設の整備を促進します。 通学路安全推進会議合同点検により整備必要箇所を踏査し、道路管理者等により整備を実施します。	教育委員会
④集落内道路の防災安全対策の促進	集落内の狭小道路について、災害時等に円滑な通行ができるよう整備を進めます。	建設環境課

【地域による守る取組の推進】

事業名	具体的な取組	担当課
①犯罪の起きにくい環境の整備	地域住民と協力し、防犯灯の維持管理や、地域の中の危険箇所を改善し、犯罪の起きにくい村づくりを推進します。	総務財政課
②地域ぐるみの防犯意識の定着	保護者や地域の人々等による、子どもの見守り体制を確立し、犯罪の抑制をめざすとともに、外に出かける際には登下校の子どもたちに声かけを行うなど、地域ぐるみで防犯意識を高めていきます。	教育委員会
③「子ども 110 番のいえ」の推進	警察署との連携により、子ども 110 番のいえを推進し、協力体制の充実を図ります。	総務財政課
④防災予防活動の促進	消防署及び消防団との連携により、地域住民に注意喚起をするなど火災予防活動を促進します。	総務財政課
⑤防災活動の促進	障がいのある子どもや障がいのある保護者の家庭などが地震などの災害時に避難できるよう、また、安否確認が行えるよう、避難訓練をはじめ地域での自主防災活動を促進します。	総務財政課
⑥防災意識の向上	府や消防団等との連携により、防災意識を高め、自助・共助について考えるための防災フェスタを実施します。	総務財政課

⑦安全管理に関する取組	PTA、地域、関係機関と協力し、通学路点検や見守りなど、児童生徒の安全を確保する取組を継続します。こども110番の導入を検討します。学校防災マニュアルなどの作成を行い、学校の安全管理の一層の充実を図ります。	教育委員会
-------------	---	-------

施策9 こどもの悩みを受け止める環境づくり

【こどもの悩みを受け止める環境づくり】

事業名	具体的な取組	担当課
①心の問題に対する相談体制の充実 【再掲】	日常的な個人懇談や家庭連絡、定期的な学級懇談会やPTA活動を通じて、こどもの心の問題の早期発見・内面理解に努め、適切な指導を行います。 小・中学校へのスクールカウンセラーの配置により、心の問題に関する相談体制を維持します。	教育委員会
②各関係機関における連携の強化 【再掲】	虐待の未然に防ぐ環境づくりのため、各種の交流事業や相談事業の充実を図ります。 民生委員・児童委員及び主任児童委員等を中心に、保健・医療・福祉・教育など各関係機関の連携と情報交換を図り、地域における問題の早期発見に努めます。 民生委員の定例会に保健師も出席し、平時より顔の見える関係が築けるように務めます。また、保育園、学校とも平時より情報交換を行なっていきます。	税住民福祉課



基本目標2 こどもの誕生前から成長過程に合わせて支援する

【方針】

- ・出産前の正しい知識の普及や支援制度の周知等から青年期における将来の希望を持ちながら生活を営むための支援まで、発達過程やニーズに応じた支援を実施します。
- ・支援に当たっては実施するだけではなく、必要な情報が必要なときに届くよう多様な手段による広報等情報発信を強化します。

【現状と課題】

小学生・中学生アンケート

- 困っていることや悩んでいることは勉強・進路や将来、自分の見た目等多岐にわたっている

若者アンケート

- 学びたい人のための大学授業料の無償化等の支援について知らず、聞いたこともない割合は22.2%
- 結婚を希望する方の期待する結婚支援で最も多いのは、「結婚祝いなどの結婚資金の支援」で42.9%
- 理想とする子どもの数を実現するために障害となることで最も多いのは、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」で76.7%、次いで「育児・出産の心理的・肉体的な負担」が40.0%



思春期から青年期にかけての不安や葛藤への対応、ライフステージに応じた身近な相談窓口の整備、支援・制度に関する情報提供、結婚や子育てに関する経済的負担の軽減に取り組む必要がある。

施策1 こどもの誕生前から幼児期までの支援

【出産前の支援等】

事業名	具体的な取組	担当課
①不妊に関する相談 事業の周知	京都府及び本村で実施している、不妊に関する治療や悩みについての相談事業のPRに努め、周知を図ります。	保健福祉センター
②不妊治療給付事業 助成制度の周知	京都府及び本村で実施している、不妊治療給付事業助成制度、特定不妊治療費助成制度のPRに努め、周知を図ります。	保健福祉センター

③産科医療補償制度の周知	制度の一層の周知を図ります。 当該ケースが発生した場合、早期から関与し、様々な支援につなげるようにします。	保健福祉センター
④母子健康手帳の交付と活用促進【再掲】	母子健康手帳の交付を通して、母親・父親の自覚を持っていただくとともに、母と子の一貫した健康管理と健康の保持増進に役立てます。また、母子手帳アプリでの運用もを行い、利便性の向上も図っています。	保健福祉センター
⑤妊婦一般健康診査の実施【再掲】	母子健康手帳配布と同時に妊婦健康診査の無料受診券を交付し、妊婦の健康増進・妊娠中の健康管理に役立てます。 関係機関と連携し、妊婦が受診しやすい体制を維持します。	保健福祉センター

【出産後の支援等】

事業名	具体的な取組	担当課
①子育て応援給付金事業	本村に生まれたこどもの健やかな成長を支援するため、給付金を支給します。	税住民福祉課
②産後ケア事業の実施【再掲】	助産師等の専門職による母親の心身のケアや育児サポート等を行い、産後の母子への支援を行います。山城総合医療センターへ委託し、事業を実施します。	保健医療課
③おむつ等購入助成事業	保育園に通う新生児（0～2歳児）を対象に、保育中に使用する紙おむつを無償提供し、子育てに係る家庭への負担軽減を図ります。	保育園
④ひよこ広場の実施【再掲】	保健事業として保健福祉センターのひよこ広場を引き続き実施します。	保健福祉センター
⑤新生児・乳幼児訪問指導の推進【再掲】	新生児・乳幼児の家庭を訪問し、発達の観察とともに、日常生活や育児についての相談や指導を行い、親の不安解消に努めます。	保健福祉センター
⑥乳幼児健診の推進【再掲】	乳児（前期・後期）、1歳半、3歳児について健診を実施し、乳幼児の健康保持・増進、疾病の早期発見に努めるとともに、親の育児支援など幅広い健診内容の充実を図ります。	保健福祉センター
⑦保育施設の充実	幼児期の保育の無償化や女性の就労ニーズの高まりに伴う保育ニーズの変化にも対応できるよう、必要な保育の受け皿の整備に努めるとともに、保護者が安心して預けることのできる環境整備に努めます。	税住民福祉課
⑧医療的ケア児への対応強化【再掲】	保育園における医療的ケア児の受け入れ体制の構築を行います。	保育園 税住民福祉課

施策2 学童期・思春期の支援

【学校における指導・運営体制の充実等】

事業名	具体的な取組	担当課
①質の高い学力の育成	質の高い学力育成のため、一人ひとりに対応したきめ細やかな指導を行えるよう、研修を行い指導方法や形態等の工夫改善を進めます。	教育委員会
②学びの環境づくり	児童生徒の通学のためのスクールバスを運行するとともに、ＩＣＴ環境の整備や学力診断テストを活用等、学力向上のための環境づくりに努めます。	教育委員会
③外部の人材の協力による学校の活性化	児童生徒にとって学びが豊かになる教科や部活動などの外部人材との連携の充実を図ります。	教育委員会
④教職員の資質の向上	年度ごとの研究テーマを定めた年間研修プログラムに基づき、計画的に研修・会議を実施します。 教育委員会主催の教職員研修会、研究指定校による教職員スキルアップを支援します。	教育委員会
⑤保育園、小・中学校相互の交流の推進	小学校生活へ円滑に移行するため、保育園と小学校等との交流を行うとともに、異年齢との交流を通して、お互いに思いやりの心やたくましく生きる力を身につけることができるよう、保育園、小学校、中学校が相互に交流する機会づくりを進めます。	教育委員会
⑥保育園、小学校、中学校の連携推進	架け橋プロジェクトを中心に保・小連携の充実を図ります。 授業公開、研究発表会、つながりと学習を目的にした各学年の教科・行事・交流など、小小連携の充実を図ります。 ふるさと教育、東部人権教育研究会を中心に小中連携の充実を図ります。	教育委員会
⑦就労に対する意識啓発	働くことや職業人としての明確な意識と自覚、自信が持てるよう、関係機関との連携のもと、職場体験学習を通したキャリア教育の充実に努めます。	教育委員会
⑧外国につながりのある児童への支援 【再掲】	言葉や習慣の違いのある外国につながりのある児童やその保護者が安心して暮らせるよう、教育・保育サービス等の円滑な利用の推進等に努めます。	保育園 教育委員会

【コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の推進】

事業名	具体的な取組	担当課
①コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進	コミュニティ・スクールの仕組みを生かしながら、地域学校協働活動を充実させ、地域に開かれた魅力ある学校づくりを推進します。	教育委員会

【地域のスポーツ・文化芸術活動の推進】

事業名	具体的な取組	担当課
①スポーツ・レクリエーション活動の促進	スポーツを通じてこども同士の交流を促進するためには、少年少女スポーツ団体等による各種スポーツ活動を促進します。	教育委員会
②文化事業の推進	文化財の広域連合指定を一層推進するなど、地域全体で文化財を保護する体制を強化します。また、文化財を後世に継承するため、文化財の普及啓発を図る取組を推進します。	教育委員会

【放課後児童対策】

事業名	具体的な取組	担当課
①放課後児童クラブの充実	こどもの小学校入学後も、保護者が仕事と子育てを両立するために、放課後児童クラブの受け皿整備と環境整備に努めます。	税住民福祉課
②子育て人材の育成	放課後児童クラブの指導員等の育成を図り、放課後児童クラブの充実を促進します。	税住民福祉課
③放課後子ども教室の推進(京のまなび教室)	事業の周知を図るとともに、地域住民等の協力を得て、利用ニーズに対応した放課後における児童の居場所づくりを実施します。	教育委員会

【いじめ防止】

事業名	具体的な取組	担当課
①いじめや不登校への対応の実施【再掲】	<p>「いじめ調査」の実施・全ての児童生徒との教育相談等を行い、「連合いじめ防止等対策委員会」の開催や必要に応じた関係機関へのつなぎ等の支援を行います。</p> <p>民間のフリースクールとの協力関係を深め、不登校児童の教育機会の確保及び安否確認や状況把握に努めます。</p> <p>スマートフォンを利用したネットいじめ等の防止策として、外部講師による授業や親子でスマートフォンのリスクを考えてもらう機会を創設します。</p>	教育委員会
②心の問題に対する相談体制の充実【再掲】	<p>日常的な個人懇談や家庭連絡、定期的な学級懇談会やPTA活動を通じて、子どもの心の問題の早期発見・内面理解に努め、適切な指導を行います。</p> <p>小・中学校へのスクールカウンセラーの配置により、心の問題に関する相談体制を維持します。</p>	教育委員会

施策3 青年期の支援

【高校生の通学支援】

事業名	具体的な取組	担当課
①高校生の通学費助成	高校生の通学に対する保護者の経済的負担の軽減とJR関西本線の利用促進のため、通学費の一部を助成します。	総務財政課

【若者への就職支援】

事業名	具体的な取組	担当課
①就職情報の提供	府やハローワーク等と職業相談関連の相談窓口の紹介をはじめ、これら機関との連携を図り、就職情報の提供に努めます。	税住民福祉課
②地場産業での働き場の拡大	観光や癒しの場の提供とともに、地場産業において道の駅等で女性、若者、高齢者の力を活用できるよう、関係機関や地域団体、庁内各課と連携して取り組みます。	税住民福祉課
③観光事業者支援事業	南山城村の自然や景観、歴史、文化、産業などの豊かな観光資源を積極的に活用し、本村において観光振興の効果が期待できる新たな事業に取り組む団体等に補助金を交付し、育成・支援していきます。	産業観光課

【若者にとって魅力ある地域づくり】

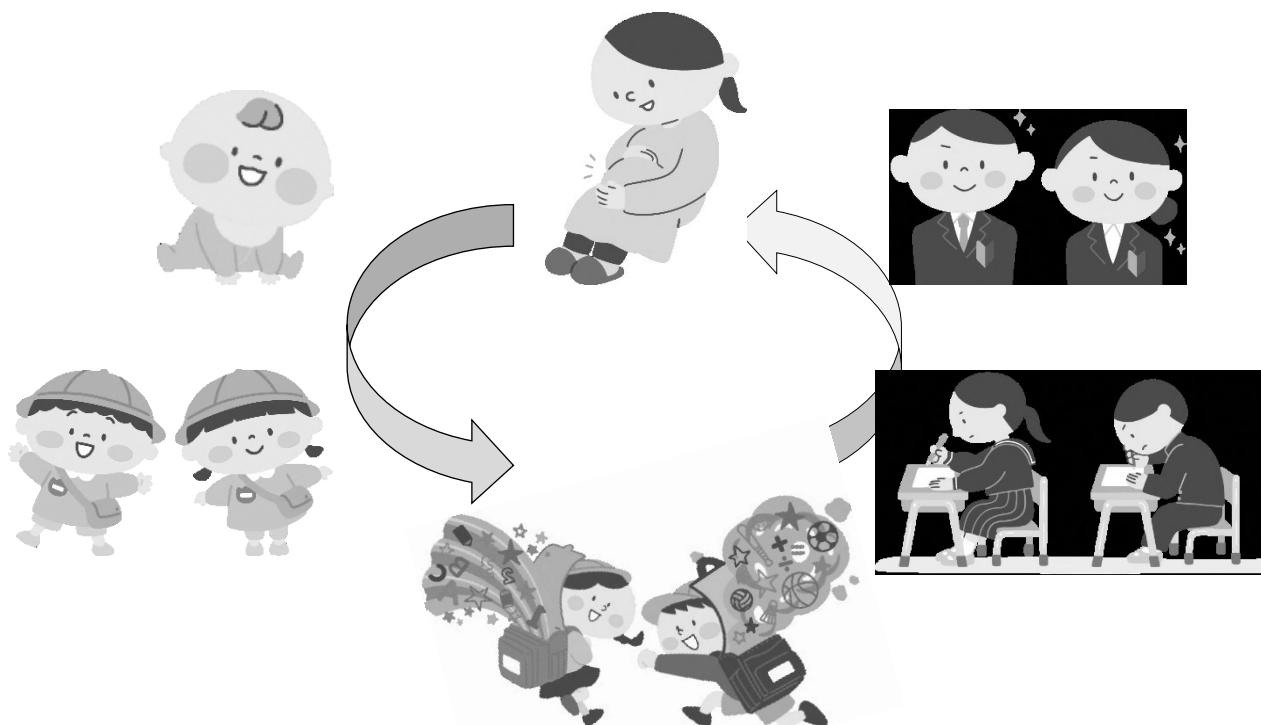
事業名	具体的な取組	担当課
①移住定住促進住宅整備	若年層の働き手等を対象として、「移住定住促進住宅」の整備を引き続き進め、若年層の働き手確保及び定住促進に努めます。	企画政策課
②子育て・担い手世代の移住促進	20~60歳未満の子育て世帯及び地域活動の担い手となる層を対象として、定住奨励金の助成を行い、本村での定住促進を図ります。また、地域を知る交流イベントの開催（やまんなか・山のテーブル・はどる）、村暮らし・地域情報発信の強化を継続して進めます。	産業観光課

【結婚新生活への支援】

事業名	具体的な取組	担当課
①結婚新生活支援事業	新たに結婚し、村内に住居を構える若者を対象に、一定の生活支援金を支給し、新生活の経済的負担の支援を行います。	税住民福祉課

【悩みや不安を抱える若者やその家族に対する支援】

事業名	具体的な取組	担当課
①ひきこもり状態にある方への支援	民生委員・児童委員及び主任児童委員等による地域の見守り等によりひきこもり状態にある方の状況把握に努めます。京都府「脱ひきこもり支援センター」と連携して、ひきこもり状態にある方やその家族の相談に応じます。	税住民福祉課



基本目標3 地域ぐるみで子育てを応援する

【方針】

- ・全ての子どもの育ちを支えるため、幼児期から切れ目のない経済的負担の軽減に取り組みます。
- ・人口規模の小ささを強みに、子どもや子育て当事者との「顔の見える」関係に基づく地域の温かい見守りを推進し、子どもの笑顔を守ります。
- ・子育て当事者の声を聴き、希望する子育ての実現を目指します。
- ・ひとり親家庭が抱える課題やニーズ等、それぞれの状況に応じた支援に取り組みます。

【現状と課題】

小学生・中学生保護者アンケート

- こどもや子育てに関する悩みで最も多いのは「子どもの教育や将来の教育費」で 60.0%
- こども施策や支援に関して自身の意見を聞いてもらっていると思う割合は 40.0%
- 今後力を入れてほしいこども支援・子育て支援策として最も多いのは「子育てや教育に係る経済的負担の軽減」で 60.0%



子育て当事者の意見聴取、子育てと仕事の両立支援、子育てに関する経済的負担の軽減に取り組む必要がある。

施策1 子育て負担の軽減

【切れ目のない負担軽減】

事業名	具体的な取組	担当課
①子育て応援給付金事業【再掲】	本村に生まれた子どもの健やかな成長を支援するため、給付金を支給します。	税住民福祉課
②保育園児、小学生、中学生の子育て世帯への経済支援【再掲】	保育園、小学校、中学校の給食費の無償化に加え、保育園は全園児の保育料無償化、小学校と中学校については、修学旅行費全額給付に加え、校外学習費の全額無償化を実施していきます。	税住民福祉課 教育委員会
③児童手当の支給	児童手当を支給し、子育て家庭の生活の安定と児童の健全育成に努めます。	税住民福祉課
④子育て支援医療費の助成	中学校卒業までの児童の入院一部負担金と通院の自己負担金を助成します。	保健医療課
⑤小学校入学に係る準備支援	小学校入学直前の未就学児に対し、その入学準備金を支給し、子育てに係る家庭の負担軽減を図ります。	教育委員会

⑥小・中学校の就学援助【再掲】	経済的理由により就学困難な児童・生徒に対し義務教育を円滑に受けることができるよう、教育費の一部を援助します。	教育委員会
-----------------	--	-------

施策2 地域の子育て力の向上

【ニーズに応じた様々な子育て支援の推進】

事業名	具体的な取組	担当課
①子育ての相談支援体制の連携強化	関係機関同士で「顔の見える」関係を構築しながら、子育てに関する様々な相談に対応できる連携体制の強化を図ります。	保健福祉センター
②相談窓口の周知【再掲】	村役場の相談窓口や府の総合教育センター等、こどもや保護者が相談できる窓口の周知を図ります。	保健福祉センター
③多様な媒体による情報の推進	子育てに関するサービスなどの情報について、ホームページや村公式LINEの広報等による迅速で確実な情報の提供とともに、多様な媒体での情報発信の検討を進めます。	保健福祉センター 税住民福祉課
④各関係機関における連携の強化【再掲】	虐待の未然に防ぐ環境づくりのため、各種の交流事業や相談事業の充実を図ります。 民生委員・児童委員及び主任児童委員等を中心に、保健・医療・福祉・教育など各関係機関の連携と情報交換を図り、地域における問題の早期発見に努めます。 民生委員の定例会に保健師も出席し、平時より顔の見える関係が築けるように務めます。また、保育園、学校とも平時より情報交換を行なっていきます。	税住民福祉課
⑤家庭児童相談窓口の設置【再掲】	虐待などの家庭やこどもに関する相談について、村において相談場所を設置し、問題の早期発見、早期対応に努めます。 こどもの安全を最優先に対応します。	税住民福祉課 保健福祉センター
⑥子育て世代包括支援センター	子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期からの切れ目ない支援体制の構築に取り組みます。	保健福祉センター
⑦地域子育て支援センター事業の推進	母親が心理的に孤立しないよう、地域の子育て家庭への支援活動を行う総合拠点として、地域の子育て家庭を支援する活動の充実を図ります。	保健福祉センター
⑧子育て支援の気運の醸成	地域での子育て支援に理解と協力の輪が広がるように、ホームページをはじめ、高齢者団体等への地域での出前講座などを活用して、子育て支援の気運の醸成に努めます。	税住民福祉課

⑨民生委員・児童委員、主任児童委員活動の促進	<p>地域の身近な相談者として、民生委員・児童委員、主任児童委員の活動の周知を図るとともに、子育ての課題と対応等研修の充実を図り、活動の活性化に努めます。</p> <p>民生児童委員協議会にて子育て家庭の不安軽減に向けたイベントを実施します。</p>	税住民福祉課
⑩地域ボランティアの育成	保育園や小・中学校と地域住民等の交流を促進するため、学校等支援ボランティアや教育活動推進員、教育活動サポーターなどの人材確保に努めます。	教育委員会
⑪活動施設・拠点の確保	こどもや子育てに関わる活動の機会の充実を図るために、保育園、小・中学校、公民館など身近な地域の各種施設の活用を図ります。	教育委員会
⑫未就園児の交流機会の充実	<p>未就園児の母親が心理的に孤立しないよう、相談や交流機会の充実を図ります。</p> <p>園庭開放の継続と、運動会に来た未就園児も親子で競技に参加できるプログラムを実施します。</p>	保育園
⑬家庭教育力の育成	家庭教育講座などを通じて、家庭教育に関する学習機会や情報の提供に努めます。	保健福祉センター
⑭南山城村青少年育成協議会の活動の促進【再掲】	南山城村青少年育成協議会の活動を支援することで一層充実させ、多様な体験活動や社会環境浄化活動等を推進することで、青少年の健全育成をめざします。	教育委員会

施策3 仕事と家庭の両立支援

【共働き・共育ての推進】

事業名	具体的な取組	担当課
①男女共同参画社会に関する啓発	男女共同参画社会について広く住民が理解できるようにポスターの掲示やチラシの設置等、啓発を進めます。	税住民福祉課
②育児休業制度等の周知や取得促進	育児休業制度・介護休暇制度の取得促進に向けて、関係機関と連携して、住民だけでなく事業者への普及・啓発を図ります。	税住民福祉課
③男女が共に協力し合える職場環境づくり	性差による固定的な役割分担意識を払拭し、男性・女性のいずれも性別に関係なく、能力に応じて、協力しながらいきいきと働いていけるような職場づくりを支援します。	税住民福祉課
④農業、自営業、家族経営企業への意識啓発	男女共同参画が普及しにくい農業、自営業、家族経営企業等に対し、家庭内への意識啓発と合わせ、男女が協力して仕事と家庭を両立できる環境づくりに向け、啓発活動を行います。	税住民福祉課

⑤ワーク・ライフ・バランスについての啓発・広報活動の推進	学校評価の結果公表を通じて、子育てに関するより良い家庭のあり方等を啓発します。 家庭での役割や家事・育児の参加に関する男性や家族の意識改革を進めるため、広報等による啓発を進めるとともに、家庭教育の基盤づくりと関連させながら、子育て支援も合わせた生涯学習講座「ぱぱスタ」事業を実施します。	教育委員会 税住民福祉課
⑥健康教育の充実	生活習慣病の予防など、母親のみならず父親の健康の保持・増進など、生涯を通した健康づくりへの関心を高め、実践できるよう、啓発や教育の充実を図ります。 ライフサイクルを意識し、各ステージにおいて適切な取り組みを行います。	保健福祉センター
⑦心と体の健康相談の充実	更年期やストレスによる心身の不調など、働き盛りの男性の健康課題に対応するため、関係機関との連携を図り、心と体の健康相談の充実に努めます。 妊婦及び乳幼児の保護者の適正な飲酒の普及、ストレス解消法の周知を図ります。	保健福祉センター

施策4 ひとり親家庭の自立支援の充実

【ひとり親家庭が抱える様々な課題への支援】

事業名	具体的な取組	担当課
①児童扶養手当の給付【再掲】	父母の婚姻の解消などにより父または母と生計を同じくしていない、または父（母）が身体等に重度の障がいのある児童の母や父に代わってその児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）を養育している人に対し、児童扶養手当を支給し子育てを支援します。（所得制限あり）	税住民福祉課
②母子父子寡婦福祉資金の貸付【再掲】	母子父子寡婦福祉資金の相談及び受付を行い、生活安定の支援をします。	税住民福祉課
③ひとり親家庭医療費補助事業【再掲】	こども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）とひとり親または養育者が、健康保険証を使って病院等で受診した場合の自己負担分（一部自己負担金あり）を公費で助成することにより、ひとり親家庭の生活の安定と児童の健全な育成を図ります。	保健医療課
④情報提供の実施【再掲】	ひとり親家庭等に対し、一日も早い自立支援につながるよう、制度や手当など申請の情報提供とフォローアップを図ります。	税住民福祉課

⑤ひとり親家庭福祉 推進員の活動促進 【再掲】	早い段階から家庭の相談・訪問を行い、生活一般、資格取得、就業、離婚問題などの相談を受け、自立に必要な情報提供と支援を行います。	税住民福祉課
⑥ひとり親家庭の就業促進【再掲】	それぞれの家庭の悩みや問題に対応できるよう、母子・父子自立支援員や身近な民生委員・児童委員及び主任児童委員等との連携を強化するとともに、相談窓口の周知を積極的に行うなど、より相談しやすい体制づくりに努めます。	税住民福祉課
⑦自立支援教育訓練 給付金の支給【再掲】	母子家庭の母または父子家庭の父が職業能力の開発のための講座（国が教育訓練給付の対象と認める講座に限る）を受講する場合、受講料の補助を行い、就業を支援します。	税住民福祉課
⑧高等技能訓練促進 費の支給【再掲】	母子家庭の母または父子家庭の父が看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等の資格を取得するために養成機関で受講する場合、その期間中の生活の不安を解消し、安定した修業環境を提供するため、高等技能訓練促進費を支給します。	税住民福祉課
⑨相談支援体制の充実	それぞれの家庭の悩みや問題に対応できるよう、ひとり親家庭福祉推進員や身近な民生委員・児童委員及び主任児童委員等との連携を強化します。 相談窓口の周知を積極的に行うとともに、住民と民生委員・児童委員が顔の見える関係を築けるように年1回の交流会を行い、より相談しやすい体制づくりに努めます。	税住民福祉課

